

みえ森と緑の県民税

令和元年度事業成果報告書

森林づくりを県民みんなの力で



三重県

目 次

第 1	みえ森と緑の県民税の創設と制度の見直し	
1	森林、里山、竹林の現状	1
2	災害に強い森林づくりのための税の創設	2
3	みえ森と緑の県民税を活用した施策	3
4	みえ森と緑の県民税のしくみ	4
5	使途の明確化等	5
6	制度の見直し	5
第 2	令和元年度事業の実績	
1	令和元年度事業の歳入及び歳出	7
(1)	令和元年度事業の歳入（税収等実績）	7
(2)	令和元年度事業の歳出（事業実績）	7
(3)	令和元年度みえ森と緑の県民税残余等の取扱い	8
2	基本方針及び対策区分別実績額	9
3	県と市町の役割分担	9
第 3	令和元年度事業の実績と評価	
1	県営事業	10
(1)	災害に強い森林づくり推進事業	10
①	災害緩衝林整備事業	10
②	土砂・流木緊急除去事業	12
(2)	森林情報基盤整備事業	13
(3)	森を育む人づくり推進事業	15
①	森を育む人づくりサポート体制整備事業	15
②	森林環境教育・木育拠点整備事業	17
③	森里川海つながり推進事業	18
④	森林とふれあう自然公園環境整備事業	19
⑤	みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業	20
2	市町交付金事業	22
(1)	みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業	22
①	流域防災機能強化対策事業	22
②	森林再生力強化対策事業	23
(2)	みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業	25
3	みえ森と緑の県民税の制度運営事業	28
第 4	資料編	
1	令和元年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成	29
2	令和元年度みえ森と緑の県民税基金事業の内容	30
2 - 1	県営事業	30
2 - 2	市町交付金事業	39
2 - 3	みえ森と緑の県民税制度運営事業	58
3	みえ森と緑の県民税（制度）について（答申）	60
4	みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要	71
5	みえ森と緑の県民税関連条例	74

第1 みえ森と緑の県民税の創設と制度の見直し

1 森林、里山、竹林の現状

※数値は創設時のものです。

私たちは、木材等の資源の供給のほか、土砂災害の防止、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・休養など、様々な森林の「恵み」を享受しています。生活に欠かせない「水」や「空気」の源は森林であり、私たちの日々の暮らしの安全・安心は森林によって支えられています。

林業活動が活発であった時代には、「木を植えて、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」によって森林の手入れがなされ、木材も利用されていました。

しかし、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化や担い手の高齢化、山村地域の過疎化・高齢化、獣害被害の増加などから森林所有者の経営意欲は減退し、林業離れが進み、手入れのされなくなった人工林が増加しています。

また、身近に存在する里山についても、私たちの生活様式が変化する中で日々の暮らしとは疎遠なものとなり、ヤブ化した里山や放置竹林の拡大が目立つようになるなどして、森林の持つ様々な機能が低下しています。また、都市化の進展や暮らしの変化に伴い、人と森林や木材との関わりが弱まってきています。



(写真1) 荒廃する森林の実例

左：手入れ（間伐）不足の人工林。

モヤシのような木は風雨に弱く、下草が生えていない斜面からは降雨時に土砂が流出します。

中：人家に迫る竹ヤブ。右：ヤブ化した里山。

放置された竹林や里山では、枯損木等が発生し、暮らしの安全を脅かしつつあります。

県では、公益的機能の発揮を目的とする「環境林」と、持続的な林業経営を目的とし、経営を通じて公益的機能も発揮する「生産林」とに森林を区分し、環境林においては公的森林整備、生産林においては林業活動を促進することによって森林の公益的機能の発揮を図っているところです。しかし、森林所有者や山村地域だけで森林を守り、その機能を維持することが困難となっています。

また、近年、集中豪雨の頻発が顕著となっています。図1-1は、本県の「猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）」の発生回数を表していますが、最近10年間（平成16年から25年）の発生回数は30年前の10年間（昭和59年から平成5年）に対して約3.8倍に増加しています。

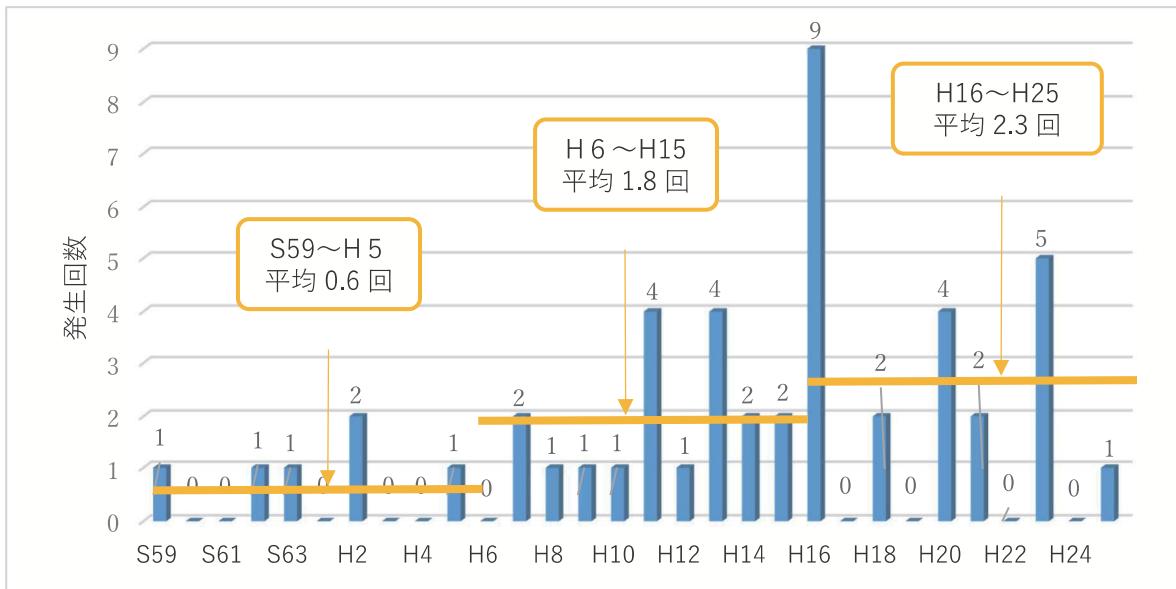
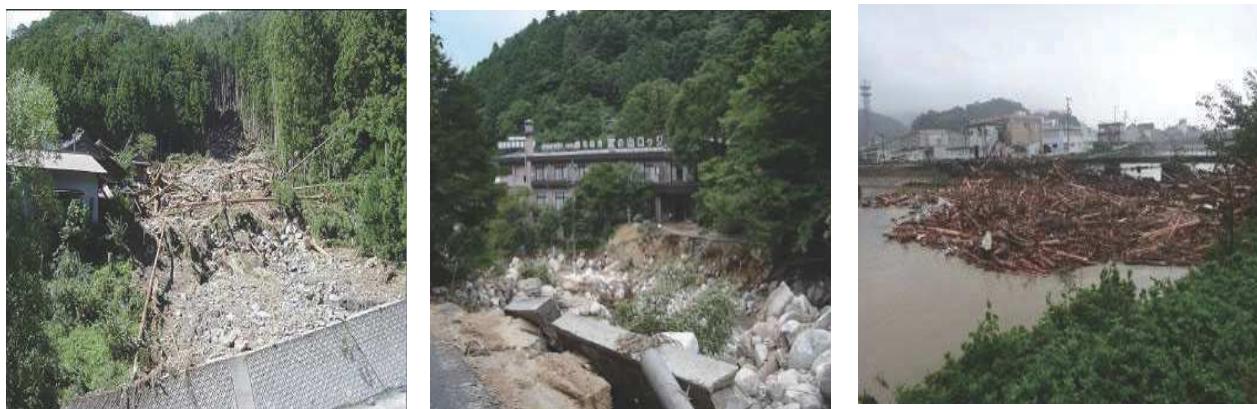


図 1-1 三重県内の 1 時間降水量 80 mm 以上の年間発生回数 (20 地点あたり)

これら異常気象に伴って発生する山崩れの影響は、山間部にとどまらず下流域まで巻き込んで広域化し、人家や公共施設、漁業にまで被害が及んでいます。近年では、平成16年9月の台風21号による災害で旧宮川村（現大台町）が、平成20年9月の集中豪雨による災害では菰野町が、平成23年9月の台風12号による紀伊半島大水害では県南部が甚大な被害を受けました。



(写真 2) 台風や豪雨による被害の状況

- 左：山崩れによって民家が被災（H16 年 9 月台風第 21 号：旧宮川村）
- 中：土石流が発生し、宿泊施設が孤立（H20 年 9 月豪雨：菰野町）
- 右：橋梁に押し寄せた大量の流木（H23 年 9 月紀伊半島大水害：熊野市）

2 災害に強い森林づくりのための税の創設

荒廃森林の増加が懸念される状況と、これら自然災害の発生状況を併せて考えた時に県民の生命・財産を守るため、土砂や流木の発生を抑制する「災害に強い森林」を重点的かつ緊急に実現する必要があります。

一方、森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、災害に強い森林づくりを将来にわたって引き継いでいくためには、森林づくりを県民全体で支える社会づくりが必要です。そのためには、森林を大切に思い育む人づくり、森林づくりを支えるための木づかい、森・川・海・まちのつながりを生かした環境づくりを並行して進める必要があります。

「災害に強い森林」を実現し、将来に引き継ぐためには、多くの費用と時間を要し計画的・持続的な取組が欠かせず、一定の財源を安定的に確保する必要があります。また、森林の恩恵は全ての県民が受けており、災害に強い森林づくりを社会全体で緊急に進めていくために、その費用を県民に幅広く負担していただくことが適当と判断し、新たな税を導入することとした。

3 みえ森と緑の県民税を活用した施策

災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策が必要です。このため、2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5本の対策に取り組みます。

（1）基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。

（2）基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育・木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対 策	対 策 の 基 本 的 な 考 え 方
3. 森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育・木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

4 みえ森と緑の県民税のしくみ

(1) 県と市町の役割分担

森林法の改正等により、近年、森林行政における市町の果たす役割の重要性が増しています。森林行政の第一線にあり、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となることが市町に求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を創設しました。

みえ森と緑の県民税を活用する事業（以下、「基金事業」という）を効果的に展開するための役割分担を次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1に重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

(2) みえ森と緑の県民税の負担方法

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくという「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を採用しています。

この方式は、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えることができます。

課税方式	県民税均等割の超過課税（県民税均等割に加算する）		
納稅義務者	<p>【個人】1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所などを有している方 ただし、次のいずれかに該当する方には課税されない</p> <ul style="list-style-type: none">① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方 <p>【法人】県内に事務所、事業所などを有している法人など</p>		
	<p>【個人】1,000円 【法人】均等割額の10%相当額（年額2,000～80,000円） (均等割額は下表のとおり資本金等の額に応じて決まる)</p>		
税率 (年額)	区分（資本金等の額の区分）	均等割額（年額）	税率（年額）
	1千万円以下	20,000円	2,000円
	1千万円超～1億円以下	50,000円	5,000円
	1億円超～10億円以下	130,000円	13,000円
	10億円超～50億円以下	540,000円	54,000円
	50億円超	800,000円	80,000円

税収 規模	平年度 10 億 6 千万円（初年度 8 億 1 千万円）
徴収 方法	【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せして県に申告納付する。

5 使途の明確化等

（1）使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うことになります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の成果についても公表します。

（2）制度や使途の周知

県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

このため、県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動に取り組むとともに、令和元年度に導入された「森林環境譲与税」と「みえ森と緑の県民税」を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお伝えします。

（3）評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

（4）制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開されてから効果の検証を行う必要であるため、おおむね 5 年ごとにみえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直します。

6 制度の見直し

第 1 期（平成26年度から平成30年度）は、みえ森と緑の県民税制度案（平成25年3月）に基づき、2つの基本方針に伴う5つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできましたが、平成30年度をもって、税導入から5年が経過したことから、これまでの取組

状況について評価・検証を行い、制度を見直し、令和元年度より第2期の取組を実施しています。

【みえ森と緑の県民税制度の継続】

第1期では、基本方針1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となった「土砂や流木を出さない森林づくり」を、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成26～30年度には22,119m³の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」を、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があります。取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとしました。

主な見直し内容（平成31年4月） ※制度見直しの詳細は資料編61ページをご覧ください。

（1）災害に強い森林づくりをさらに進めるため、施策を充実・強化

近年の豪雨災害を踏まえると、災害に強い森林づくりをさらに進める必要があることから、県と市町が連携して施策の充実・強化を図ります。

（2）県民全体で森林を支える社会づくりの施策を充実

新たに「森と人をつなぐ学びの場づくり」として、森林環境教育・木育が行える場の整備や、多様な主体が森林とふれあう場の創出等に取り組みます。

（3）市町交付金制度

市町交付金に、新たに県と市町が連携して取り組む施策のための「連携枠」を設けます。

（4）5つの対策の一部を見直し

対策1「土砂や流木を出さない森林づくり」の名称を「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」としました。また、対策4「木の薫る空間づくり」を改め、新たに「森と人をつなぐ学びの場づくり」を設けました。

（5）税を活用した事業を行ううえでの3原則の一部見直し

【事業実施の3原則】

原則1 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

原則2 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

原則3 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

第2 令和元年度事業の実績

1 令和元年度事業の歳入及び歳出

(1) 令和元年度事業の歳入（税収等実績）

令和元年度の歳入は、みえ森と緑の県民税の税収1,105,098千円と、運用益の43千円、平成29年度からの繰り越した事業の残余17,316千円、平成30年度税収の残余等111,126千円及び平成30年度からの繰り越した事業の残余9,274千円の合計1,242,857千円になります。

歳入区分（税収等実績）	計画額（千円）	実績額（千円）	増減（千円）
みえ森と緑の県民税 令和元年度税収	1,080,532	1,105,098	24,566
運用益	39	43	4
平成29年度から繰り越した事業の残余	10,256	17,316	7,060
平成30年度税収の残余等	84,438	111,126	26,688
平成30年度から繰り越した事業の残余	0	9,274	9,274
歳入計（A）	1,175,265	1,242,857	67,592

(2) 令和元年度事業の歳出（事業実績）

令和元年度は、みえ森と緑の県民税の税収等の見込額1,080,571千円と、平成30年度末時点の残余等の見込額84,438千円と、平成29年度から平成30年度に繰り越した事業の残余額10,256千円の合計1,175,265千円のうち、1,124,692千円を事業費として、基金事業を実施しました。令和元年度の基金事業の実績額は1,078,277千円で、計画に比べて46,415千円の減となりました。

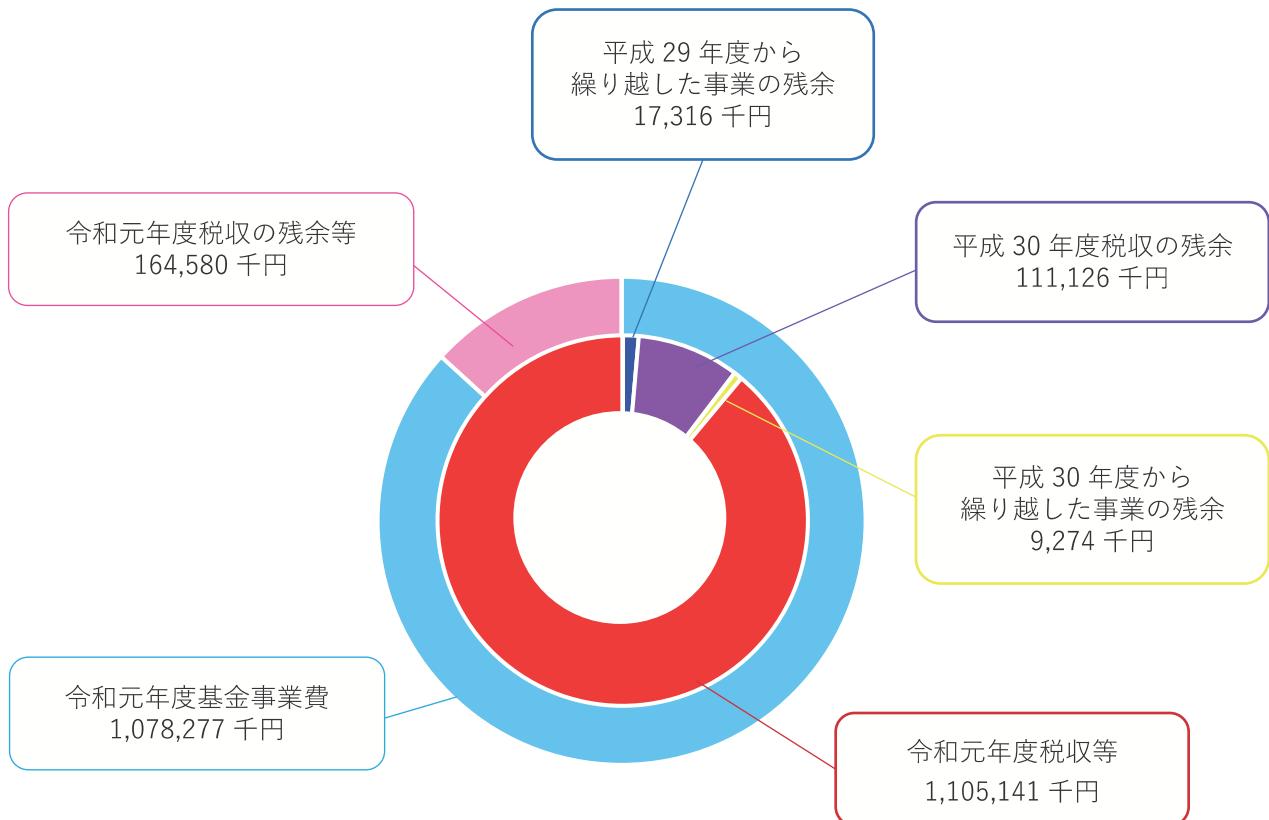
歳出区分（事業実績）	計画額（千円）	実績額（千円）	増減（千円）
災害に強い森林づくり推進事業	408,380	404,895	-3,485
森林情報基盤整備事業	77,757	74,063	-3,694
森を育む人づくり推進事業	69,193	51,523	-17,670
みえ森と緑の県民税市町交付金事業	550,000	538,224	-11,776
みえ森と緑の県民税制度運営事業	19,362	9,572	-9,790
歳出計（B）	1,124,692	1,078,277	-46,415

※ 災害に強い森林づくり推進事業の実績額には、次年度繰越 91,106千円を含みます。

(3) 令和元年度みえ森と緑の県民税残余等の取扱い

令和元年度の歳入の実績から、歳出の実績を除いた164,580千円については、次年度以降の事業に活用します

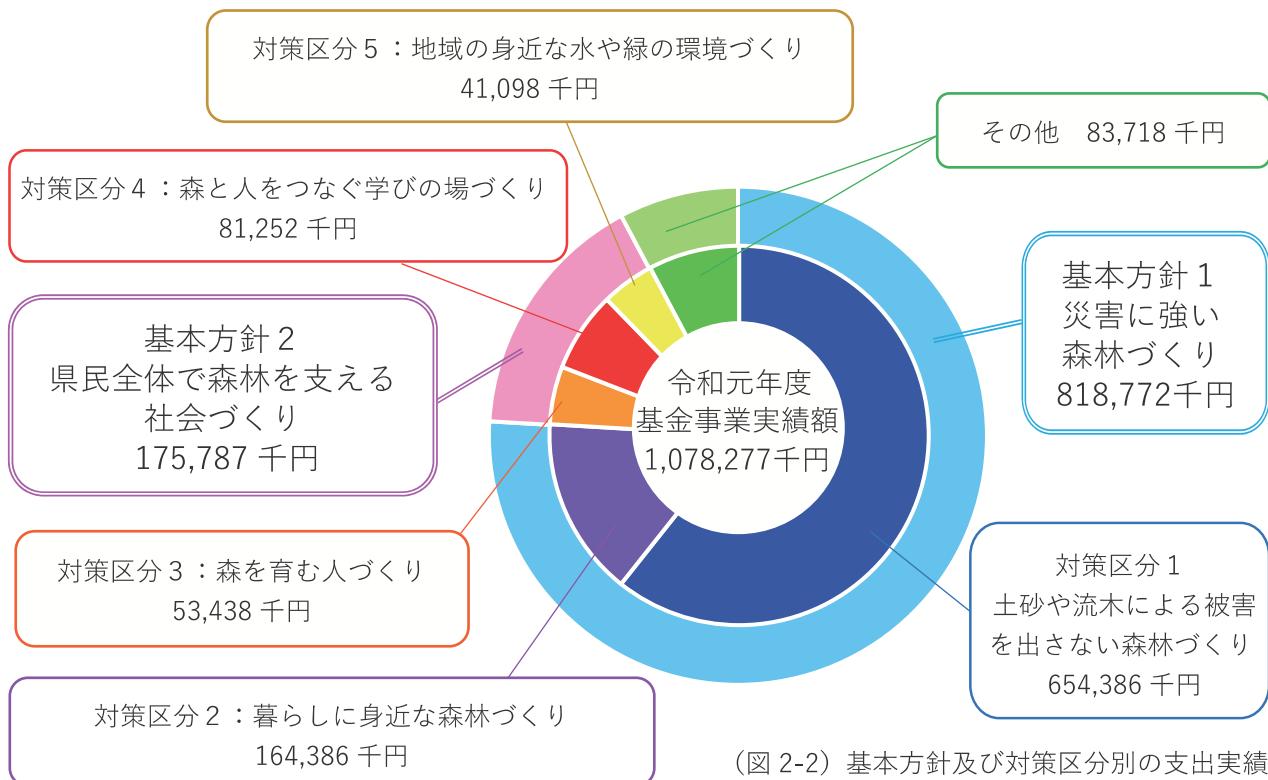
区分	計画額（千円）	実績額（千円）	増減（千円）
令和元年度税収の残余 (A)-(B)	50,573	164,580	114,007



(図 2-1) 令和元年度みえ森と緑の県民税等の歳入及び歳出の実績

2 基本方針及び対策区分別実績額

基金事業の実績額を基本方針別、対策区分別にみると、次のとおりです。

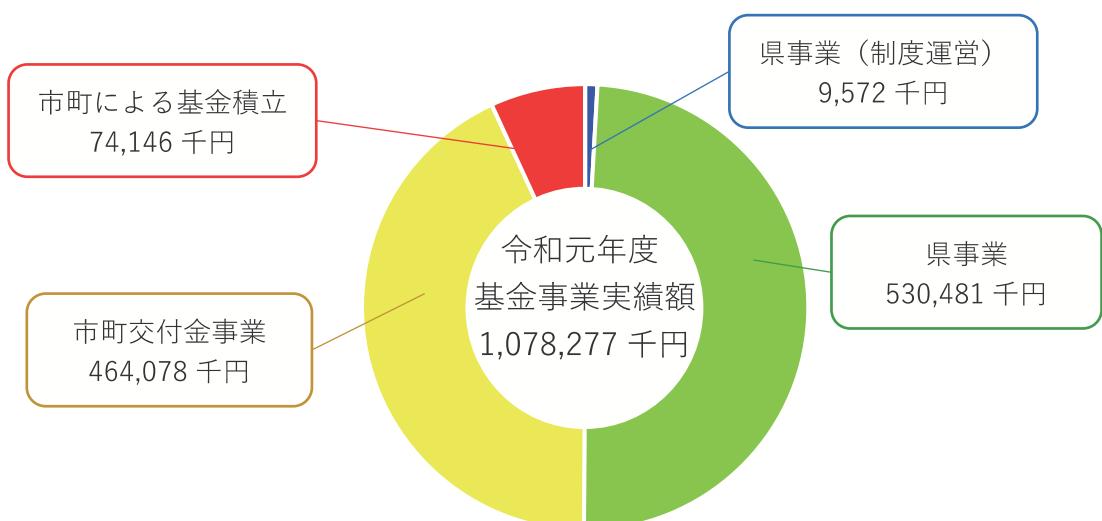


(図 2-2) 基本方針及び対策区分別の支出実績

3 県と市町の役割分担

事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や県が実施することで効率化が図られる対策を県が、地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を市町が実施しました。

それぞれの実施主体による実績額は次のとおりです。



(図 2-3) 基本方針及び対策区分別の支出実績

第3 令和元年度事業の実績と評価

1 県営事業

(1) 災害に強い森林づくり推進事業

①災害緩衝林整備事業【継続】【事業費：347,059千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

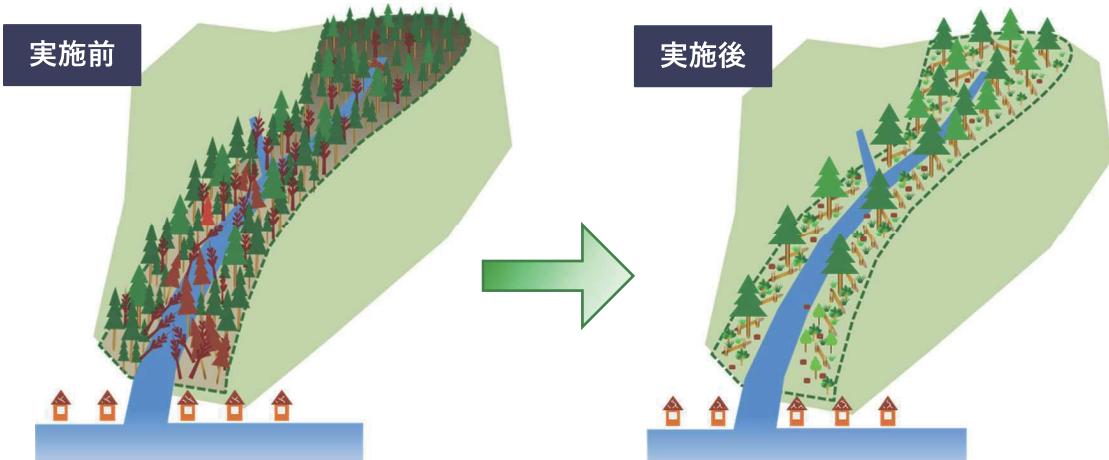
事業の目的：流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある渓流沿いの森林等において、流木や土砂の流出に対して緩衝効果を発揮する森林の整備を行います。また、それらの事業投入による効果を明らかにするために、科学的な視点での調査・研究を実施します。

事業の内容：流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある渓流沿いの森林において、流木や土砂の流出に対して緩衝効果を発揮する一定幅の森林について調整伐等を実施し、緩衝機能を高めるための森林整備を行います。

1 事業実施

- 渓流内の倒木や枯損木、根の浮き上がった木、劣勢木等、流木の発生源となる危険木の伐採
- 渓流沿いの立木における調整伐
- 伐採木の山腹斜面での土砂止め等への利用、又は林外への搬出

2 事業の効果検証にかかる調査・研究（林業研究所及び大学との共同研究）



(図3-1) 災害緩衝林整備事業イメージ

事業の実施状況

実施箇所数	危険木等除去体積	調整伐面積
30 箇所 (13 市町)	3,251.3 m ³	107.2ha



(写真3) 【災害緩衝林整備事業実施状況】（渓流部の対策）大紀町（岩瀬谷）



(写真4) 【災害緩衝林整備事業実施状況】（山腹部の対策）熊野市（株谷）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	C 取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
評価・提言	<p>当事業により、台風や集中豪雨による渓流からの土砂や流木の発生が抑制され、災害の発生を軽減する効果が期待できることが検証研究でも認められ評価できる。</p> <p>一方、深層崩壊等が発生した場合は、森林管理の状況に関わらず土砂や流木が流出することが想定されるため、本事業に加え、従来の治山事業などの取組とも連携して「災害に強い森林づくり」が進むよう施策を展開されたい。</p> <p>また、本事業は多くの市町で実施されているとともに、科学的な検証も行われていることから、効果的な媒体を活用して県民にわかりやすく事業の意義や効果を伝える工夫を検討されたい。</p>			

②土砂・流木緊急除去事業〔継続〕【事業費：57,836千円】

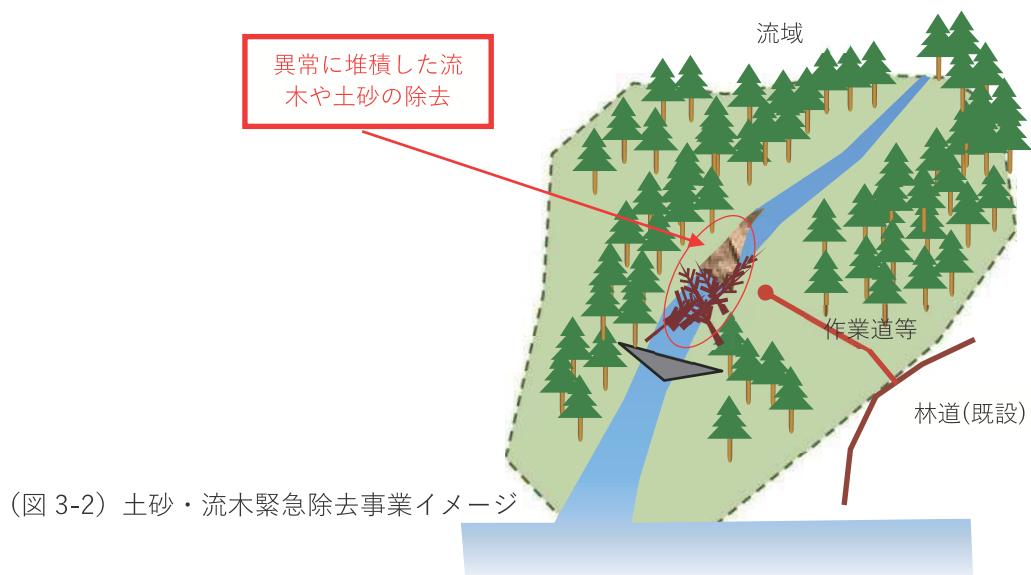
基本方針1： 災害に強い森林づくり

対策区分1： 土砂や流木による被害を出さない森林づくり

事業の目的： 溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木について、台風や豪雨の際に流出して下流に被害を与える恐れのあるものの除去を行います。

事業の内容： 溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木について、搬出・除去を行います。

- 溪流内や治山施設等に異常に堆積した土砂や流木等の搬出・処理
- 必要に応じて簡易施設等の設置



事業の実施状況

実施箇所数	土砂撤去体積	流木撤去体積
3箇所（3市町）	8,699.0 m ³	27.0 m ³

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	既設の治山施設等の効果を維持する上で、当事業は大変有効と考えられ、下流域の住民等の危機管理の観点から優先すべき箇所を選定して対応することで、今後も豪雨時の被害を軽減させることができると期待できる。 併せて、流域住民が森林管理と災害のつながりについて学習する場を創出するなど、事業の意義や効果を伝える工夫をされたい。			

(2) 森林情報基盤整備事業〔新規〕【事業費：74,063千円】

基本方針1： 災害に強い森林づくり

対策区分1： 土砂や流木による被害を出さない森林づくり

事業の目的： 航空レーザ測量を実施して、詳細な森林資源情報を把握することで、効率的な森林管理を促進するとともに、精度の高い3次元地形データを取得して、災害発生の危険性の高い地域等を客観的に把握することで、災害に強い森林づくりを効果的に進めます。

また、航空レーザ測量によって把握できる尾根、谷等の詳細な地形や林相界等の情報を森林クラウドにより市町と共有することで、市町による森林の適正な管理の実行につなげます。

事業の内容： 航空レーザ測量の実施によるデータ取得と森林資源解析により、早急に整備が必要な森林の抽出等を行います。

- ・航空レーザ測量（レーザ照射点密度4点/m²） 約300km²（3万ha）（三次元計測データ、グリッドデータ、写真地図データ、等高線データ等を作成）
- ・森林資源解析（林相区分データ作成、単木解析、林分解析（平均胸高直径、平均樹高、平均形状比、立木本数密度、収量比数等）データ作成）
- ・成果品：森林GISの主題図として、傾斜区分図、立体地形表現図、森林資源解析図を作成

事業の実施状況

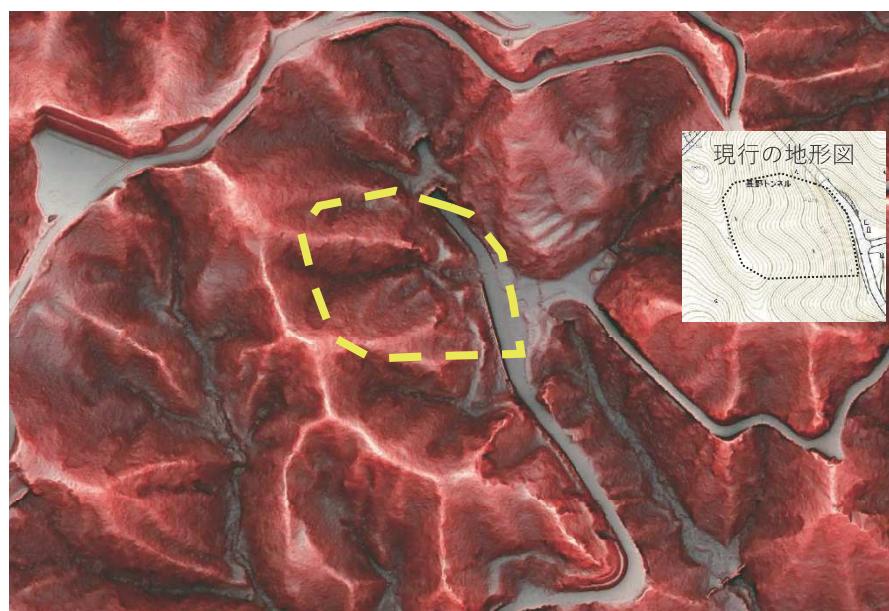
区分	実施面積	備考
航空レーザ測量 及び森林資源解析	398.2km ²	津市、伊賀市、名張市
航空レーザ測量	244.9km ²	大台町、尾鷲市、紀北町

（図3-3）航空レーザ測量成果の一例 林相判読支援図



飛行機からレーザを照射し、反射した光の強さ等を用いて色調を調整することで、樹種の違いが分かりやすくなる林相判読支援図を作成しました。空中写真（下）では影で見えづらい箇所も、林相判読支援図（上）では、判読しやすくなります。

(図 3-4) 航空レーザ測量成果の一例 立体地形表現図



飛行機からレーザ光を照射し、反射した位置を算出することで、詳細に地形を計測し、立体地形表現図を作成しました。

現行の空中写真から作成した等高線図(右)では微地形は読み取ることができませんが、航空レーザ測量で作成した立体地形表現図(左)では、地形の崩れや浸食状況などを読み取ることができます。

従来、現地に行かなければわからなかった情報が事前に机上でわかるため、危険で重労働であった現地調査を省力・軽減することができます。

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	C 取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
評価・提言	森林資源情報の整備は、「災害に強い森林づくり」を推進するためにも重要なテーマと考えられるが、収集したデータから把握した森林状況を改善するために、森林資源情報をどのように活用するのかが課題と考えられる。 一方、本事業に限らず森林資源情報に関する技術の進歩は著しいため、森林情報の取扱いについての方針を明確化することで、森林行政全体で森林情報を総合的に活用しながら、森林施策を進められたい。			

(3) 森を育む人づくり推進事業

① 森を育む人づくりサポート体制整備事業〔継続〕

【事業費：30,480千円】

基本方針2： 県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分3： 森を育む人づくり

事業の目的： 「県民全体で森林を支える社会づくり」に資する取組として「森を育む人づくり」を進めるため、森林環境教育や木育、森づくり活動に取り組みやすい環境を整備し、みえ森と緑の県民税市町交付金事業等により地域や学校等で行われる当該取組を支援します。

事業の内容： みえ森と緑の県民税市町交付金事業等により学校や地域で実施される森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、指導者育成を行うほか、広域的・総合的なサポートを行います。

1 みえ森づくりサポートセンターの運営

森林環境教育や木育、森づくり活動にかかる総合窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、森林環境教育指導者や森づくり技術者の育成を行うほか、きめ細かい各種相談対応など、広域的・総合的なサポートを行います。

みえ森づくりサポートセンターの実施状況

区分	実施回数	述べ参加人数等	備考
森林環境教育・木育指導者養成講座	7回 (7種類)	99人	新型コロナウイルス感染症対策のため3回中止
学校教職員森林環境教育研修	1回	14人	
出前授業	9回 (4市町)	小学校7校、中学校1校、その他1箇所	新型コロナウイルス感染症対策のため1回中止
ミエトイ・キャラバン	20回 (12市町)	約4,900人	新型コロナウイルス感染症対策のため1回中止
森の学校	31回 (11市町)	1,395人	新型コロナウイルス感染症対策のため2回中止



(写真5) 森林環境教育・木育指導者養成講座

「森のせんせいスキルアップ講座」

(LEAF ローカルインストラクター研修)



(写真6) 森林環境教育・木育指導者養成講座

「森のせんせいスキルアップ講座」

(コミュニケーション研修)



(写真7) 出前授業
(大台町立三瀬谷小学校)
小刀の使い方の説明



(写真8) ミエトイ・キャラバン
(三重県環境学習情報センター)
秋のキッズエコフェア

2 森林環境教育・木育体制整備

森林環境教育・木育の教材を提供するとともに、みえ子ども森の学びサミットを開催します。

森林環境教育・木育体制整備の実施状況

区分	実施回数	述べ参加人数等
みえ子ども森の学びサミット	1回 (松阪市)	1,330人



(写真9) 「三重の木ふるさと三重かるた」大会
(三重県立みえこどもの城)
みえ子ども森の学びサミット



(写真10) 森の学び取組発表会
(三重県立みえこどもの城)
みえ子ども森の学びサミット

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	みえ森づくりサポートセンターでの活動を中心に様々な指導者養成の講習会や森の学校、ミエトイなどの体験活動を通じて、様々な森と関わる人を対象に「森を育む人づくり」が実施されている点は評価できる。 一方、講習会や体験活動の実施回数は多いものの、体系化がされておらず散在しているため、効果が表れにくい状況と考えられる。 このため、講習会や体験活動を実施することによる相乗効果や学習の蓄積が効果的になされるよう、みえ森づくりサポートセンターの機能強化と中長期的なビジョンの作成・検証、それに基づく講習会や体験活動の体系化など検討されたい。			

② 森林環境教育・木育拠点整備事業〔新規〕【事業費：7,620千円】

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

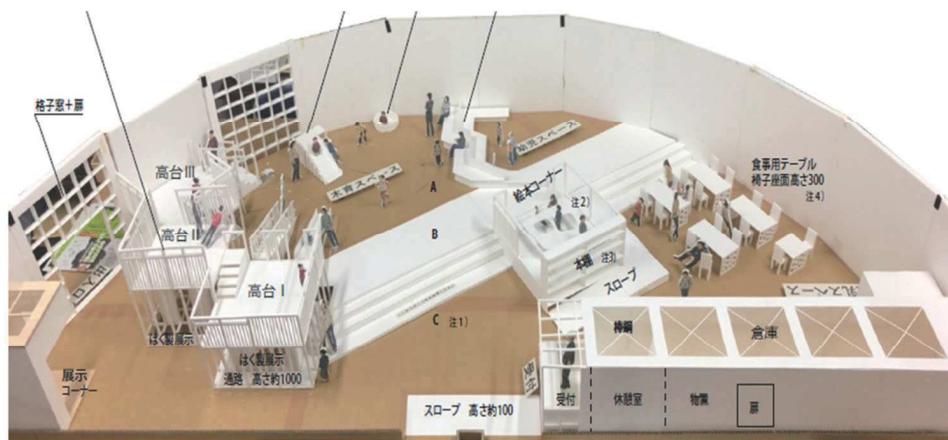
対策区分4：森と人をつなぐ学びの場づくり

事業の目的：森林環境教育・木育を推進するため、森林環境教育の活動フィールドの整備や、県有施設等を改修し木製遊具の常設を行うなど、多くの県民がいつでも森林環境教育・木育を体験できる場づくりを行います。

事業の内容：県内の既存施設に森林環境教育実践フィールドや常設型の木育体験施設を新たに整備します。また、これら施設を森林環境教育・木育指導者の活躍の場として活用するなど、ソフト面でも充実を図ります。

事業の実施状況

実施内容	数　量	備　考
建築設計業務委託	一式	伊勢工業高等学校が作成した木育拠点施設の基本設計を基に実施設計書を作成



(図3-5) 基本設計を基に高校生が作成した模型

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	C 取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
評価・提言	<p>県立高等学校と連携して、本施設の基本設計に取り組んだことは、森林教育の面からも評価できる。</p> <p>一方、この事業で整備する施設の認知度や利用を高めるための、中長期的なビジョンを作成し、検証されたい。</p> <p>また、他県で整備されているような大規模な施設ではないことから、民間施設や市町と連携してさらにいくつかの拠点を整備し、様々な場面・場所で森林教育を展開されたい。</p>			

③ 森里川海つながり推進事業〔新規〕【事業費：3,078千円】

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり

事業の目的：企業、NPO等の自然環境保全団体等が個々に行っている野生生物の生息状況調査及び生物多様性保全活動をネットワーク化することで、森林環境教育の推進や森林の多面的機能の一つである生物多様性の保全を行い、地域の身近な水や緑の環境づくりを推進します。

事業の内容：希少種・絶滅危惧種を含めた野生動植物の生息状況や分布情報を県で一元的に整備し、データベース化を行うことで情報共有を図るとともに、野生動植物の観察会において、環境教育を実施し、生物多様性の保全に対する理解を深めます。

事業の実施状況

区分	数量
希少野生動植物主要生息地情報図作成	1式（67箇所）
野生鳥類生息状況調査	1式（160箇所）
生物多様性普及啓発物品作成	1,100部（下敷き）、2,000部（パンフレット）



(図3-6) 生物多様性啓発用下敷き



(図3-7) 希少野生生物パンフレット

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	C 取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
評価・提言	レッドデータブックに記載されている希少野生動植物の情報収集や、生物多様性に関する普及啓発は必要な事業と考えられる。 生物多様性保全を推進する上で重要な地域を明確化することは目的ではなく手段であるため、情報収集等により得た結果を、どのように生態系ネットワークの形成や森林環境教育につなげていくのか検討されたい。 また、本事業の取組内容についてホームページなど活用し、広く県民に情報発信されたい。			

④ 森林とふれあう自然公園環境整備事業〔新規〕【事業費：7,726千円】

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり

事業の目的：地域のNPOや団体、市町等と連携して、身近な自然公園の園地や歩道等を活用した森林環境教育セミナーやガイドツアー等の取組を推進するとともに、活動のフィールドとなる園地や歩道等の施設の安全点検や改修などの環境整備を行うこととし、県民が森林にふれあう活動を推進する。

事業の内容：NPOや団体、市町等が自然公園の園地や自然歩道等を活用して実施している、あるいは実施を予定している森林環境教育セミナーやガイドツアー等の取組をプラスアップする。フィールドとなっている自然公園の園地や自然歩道等において、活用されている施設の安全点検を行うとともに、きめ細かいサイン標識や説明看板の設置、歩道の階段や転落防止柵等の改修などを行う。

事業の実施状況

区分	実施回数	参加人数	備考
自然観察ツアー	4回	54人	
自然体験	1回	4人	



(写真11) 自然観察ツアー



(写真12) 自然観察ツアーにおける自然環境教室

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	C 取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
評価・提言	森林環境教育を実施するうえで、そのフィールドとなる自然公園の整備は必要な事業である。 事業の実施にあたっては、地域のNPOや団体、市町等との連携に加え、高校生や大学生の参画も図られたい。 また、森林環境教育を行う目的を明確にするとともに、みえ森と緑の県民税を活用する意義についても伝えられるよう検討されたい。			

⑤ みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業〔新規〕 【事業費：2,619千円】

基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり

対策区分3：森を育む人づくり

事業の目的：子どもたちの健全な心身の育成と森林・林業に関する職業意識の醸成を図るため、野外体験指導者等と連携して、自然環境キャンプを試行的に実施するとともに、新たなプログラムを作成する。

事業の内容：県内にある自然体験の施設や指導者等と連携し、森林をフィールドとして子どもたちが友達と一緒に遊びながら主体的に学ぶ新たなプログラムを作成するとともに、自然環境キャンプを試行的に実施する。

新たなプログラムの作成では、三重県民の森等を森林環境教育の場として、自然体験活動を実践している指導者と連携し、子どもたちが友達と一緒に遊びながら主体的に学ぶことのできるプログラムづくりを行う。また、新たに作成したプログラムをもとに試行的に自然環境キャンプを実施し、その内容を検証するとともに、最終的なプログラムを取りまとめる。

事業の実施状況

区分	実施回数	参加人数	備考
自然環境キャンプ	2回・6日間	延べ69人	新型コロナウイルス感染症対策のため2日中止



(写真13) 現地視察（静岡県）
里山をフィールドに、小学生を対象とした自然体験活動を行う「しづおか環境教育研究会」のフィールド及び実際の活動の様子を見学



(写真14) 現地視察（菰野町）
野外保育を行っている「森の風ようちえん」のフィールド及び実際の活動の様子を見学



(写真 15) 自然環境キャンプ（1日目）



(写真 16) 自然環境キャンプ（4日目）



(図 3-8) 自然環境キャンプ開催のチラシ

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	A 取組が特に優れている	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	火おこしをテーマに子どもの主体性を重視した良い体験プログラムができたと考えられる。 また、アンケートを実施し、その結果をフィードバックしていることも高く評価できる。 今後は、この体験プログラムと森林教育との関連付けや、実施後の検証と改善の仕組みづくりを進める必要がある。 また、より幅広い県民がこのような体験事業に参加できるよう、参加者の負担を軽減することが課題と考えられる。			

2 市町交付金事業

(1) みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業

①流域防災機能強化対策事業〔新規〕【事業費：134,219千円】

基本方針1：災害に強い森林づくり

対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

事業の目的：流域の防災機能を強化する面的な森林整備や獣害対策などの課題に県と市町が連携して取り組むため、「みえ森と緑の県民税」（連携枠）を市町に交付します。

事業の内容：人家等の保全対象から概ね2km以内の渓流沿いの森林であって、適正な管理がされておらず、流木や土砂の流出により下流に被害を及ぼす恐れがあり、以下のいずれかに該当する森林を対象に、市町が、森林所有者と当該森林の管理及び施業方法等について定めた協定を締結したうえで、間伐等の森林整備を実施します。

○ 間伐等（災害緩衝林一体型）

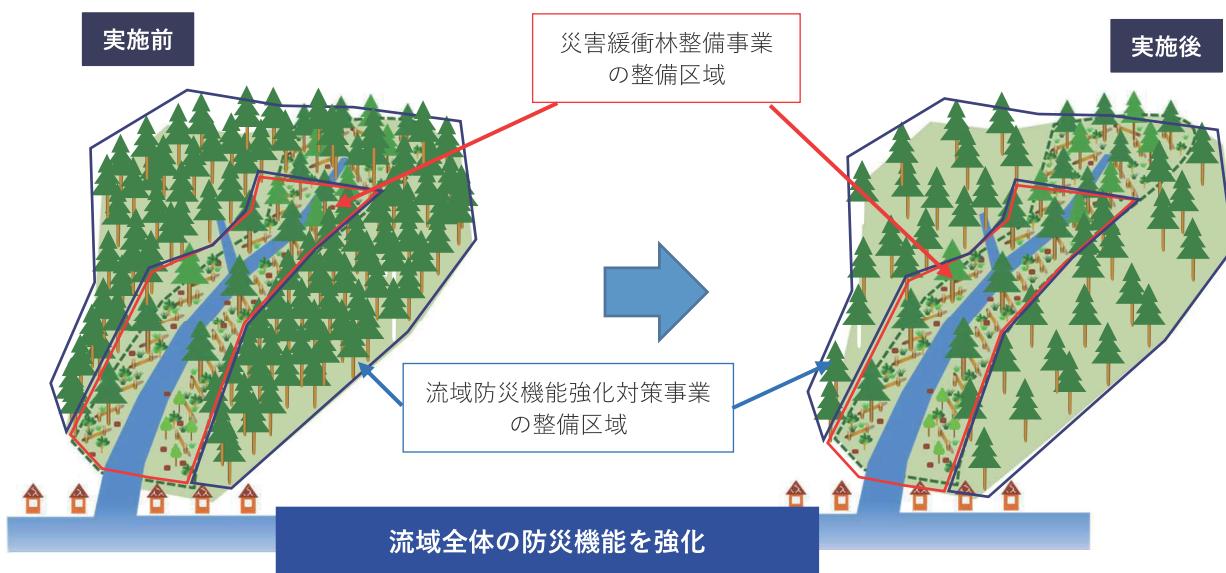
みえ森と緑の県民税を活用して県が実施する災害緩衝林整備事業の整備範囲の森林と一体的に整備することで、防災機能をより強化することができる森林の整備

○ 間伐等（環境林・特定水源地域）

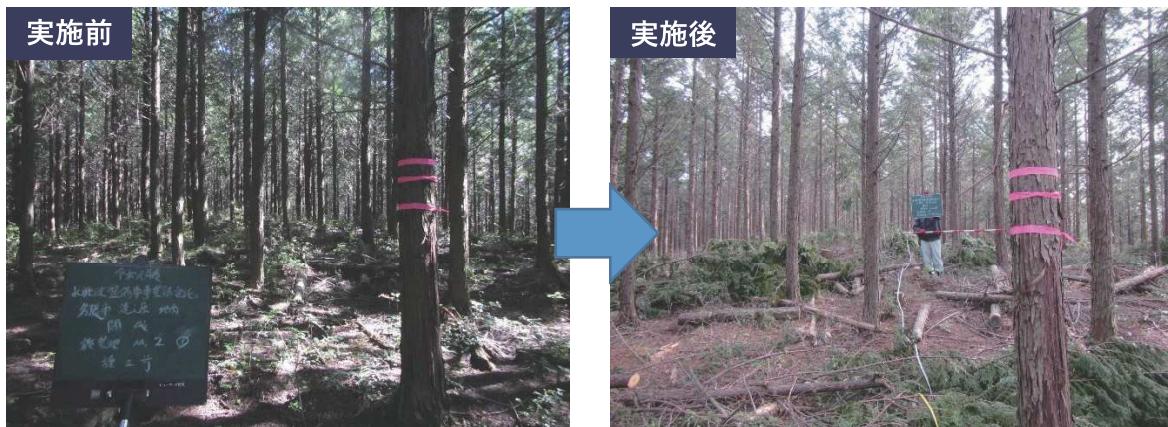
県ゾーニングが環境林、または三重県水源地域の保全に関する条例に規定する特定水源地域として指定されている森林の整備

事業の実施状況

実施市町数	整備面積	備 考
11市町	301.5ha	津市、松阪市、多気町、大台町、度会町、大紀町、志摩市、伊賀市、名張市、熊野市、紀宝町



(図3-9) 流域防災機能強化対策事業における整備のイメージ



(写真 17) 地域防災機能強化対策事業実施状況 名張市

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	本事業は、災害緩衝林整備事業と一体的に実施することで、その周辺の山林を面的に整備し、土砂の流出防止や根系の発達による減災効果も期待でき評価できる。 一方、深層崩壊などが発生した場合は、森林管理の状況に関わらず大きな被害を及ぼす可能性が考えられるため、治山事業など他の取組と連携した「災害に強い森林づくり」も検討されたい。 また、森林情報基盤整備事業で収集したデータの活用も検討されたい。			

②森林再生力強化対策事業〔新規〕【事業費：24,208千円】

基本方針 1：災害に強い森林づくり

対策区分 1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり

事業の目的：流域の防災機能を強化する面的な森林整備や獣害対策などの課題に県と市町が連携して取り組むため、「みえ森と緑の県民税」（連携枠）を市町に交付します。

事業の内容：

○獣害防止施設等整備

森林所有者等が、市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内で、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生獣による森林被害の防止、野生獣の移動の制御等を図るための獣害防止施設等の整備に対して市町が支援します。

（ア）植栽タイプ：伐採跡地等において、植栽とあわせて行う獣害防止施設等の整備

（イ）天然更新・更新補助タイプ：（ア）の事業区域と隣接し、林業経営に適さないことから天然更新等を図る伐採跡地等において行う獣害防止施設等の整備

(ウ) 獣害防止施設等補修：豪雨等で破損した既設の獣害防止施設等の補修

○ニホンジカの捕獲等

市町が、市町村森林整備計画において指定された鳥獣害防止森林区域内において、ニホンジカの生息密度を適正な範囲に誘導していくため、獣害防止施設等の整備箇所周辺で、ICT等の新たな技術を用いた捕獲をモデル的に実施し、効果検証に取り組みます。

事業の実施状況

区分	事業量	備考
獣害防止施設等整備	35,155m	津市、松阪市、大台町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市
ニホンジカの捕獲等	1箇所	熊野市



(写真 18) 獣害防止施設等設置（松阪市）



(写真 19) ニホンジカの捕獲等（熊野市）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である
評価・提言	新植地における獣害の被害が甚大であり、本事業は森林資源の維持、多面的機能の発揮のためにも有効な事業と考えられる。 野生獣の頭数管理や食肉利用などの獣害対策事業との連携や、ドローン等最新技術との組み合わせなども併せて検討されたい。 また、本事業の意義や効果についても、ホームページを活用するなどして広く県民に情報発信されたい。			

(2) みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業〔継続〕 【事業費：379,798千円】

基本方針：1、2

対策区分：1、2、3、4、5

事業の目的：森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役となる市町が、市町交付金を活用することで、地域の実情に応じて創意工夫して森林づくり等の施策を展開します。

事業の内容：1市町当たり500万円の均等配分に加えて、森林面積や人口を算定基礎として算定する「基本枠交付金」と、平成30年2月刊行森林・林業統計書に記載されている森林面積が100ha未満または森林率が10%未満である市町からの事業計画申請に基づいて「加算枠交付金」を交付します。加算枠交付金の5年間の累計申請上限額は、1,000万円とします。

交付の対象とする事業は、事業実施の3原則を満たしたうえで、2つの基本方針及び5つの対策に沿った事業としますが、森林環境譲与税と同一の事業には充当できません。また、次の見直しまでの期間に市町交付金事業の財源に充てるための基金の積立も交付の対象とします。

事業の実施状況

区分	市町数	事業数	事業費	備考
対策区分1	3町	3事業	17,002千円	
対策区分2	24市町	35事業	164,386千円	
対策区分3	16市町	25事業	20,339千円	
対策区分4	14市町	22事業	114,202千円	内、基金活用 40,570千円
対策区分5	11市町	13事業	30,293千円	
基金積立	18市町	18事業	74,146千円	



対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり
(写真20) 溪流倒木等処理事業(大紀町)



対策区分2：暮らしに身近な森林づくり

(写真21) (左) 里山・竹林環境保全支援事業 (四日市市)
 (写真22) (右) 里山の森林安全安心対策事業 (松阪市)



対策区分3：森を育む人づくり

(写真23) (左) 森林環境教育・木育事業 (玉城町)
 (写真24) (右) 県民植樹活動事業 (紀北町)



対策区分4：森と人をつなぐ学びの場づくり

(写真25) (左) 川越中学校美術室・技術室 机・椅子整備事業 (川越町)
 (写真26) (右) 中学校木製備品整備事業 (志摩市)



対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり

(写真27) (左) クマノザクラ整備事業（紀宝町）

(写真28) (右) 中村山公園整備事業（尾鷲市）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	C 取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
評価・提言	<p>本事業については、各市町が地域の実情に応じて積極的に事業を実施しており、事業内容も年々充実し、評価できる。また、本年度から導入された市町別総合評価により、市町の方針がよく分かるようになった。</p> <p>一方、新しい評価視点の「情報発信度」については、年度途中からの追加項目となつたため、詳細な報告がなかつたり、発信手段が十分でないものも見受けられた。このため、「情報発信」の取組を強化するとともに、わかりやすい情報発信に努められたい。</p> <p>また、事業内容や使途の検討について、県が市町を積極的に支援されたい。</p>			

3 みえ森と緑の県民税制度運営事業〔継続〕

【事業費：9,572千円】

基本方針：－

対策区分：－

事業の目的：「みえ森と緑の県民税」の制度が円滑に運営されるよう、県民への周知、みえ森と緑の県民税評価委員会の運営等を行います。

事業の内容：みえ森と緑の県民税を活用した事業結果等について調査審議する「みえ森と緑の県民税評価委員会」を運営するほか、リーフレットなどの啓発物等を作成します。

事業の実施状況

区分	回数	備考
みえ森と緑の県民税評価委員会	3回	7月12日、8月29日、2月19日



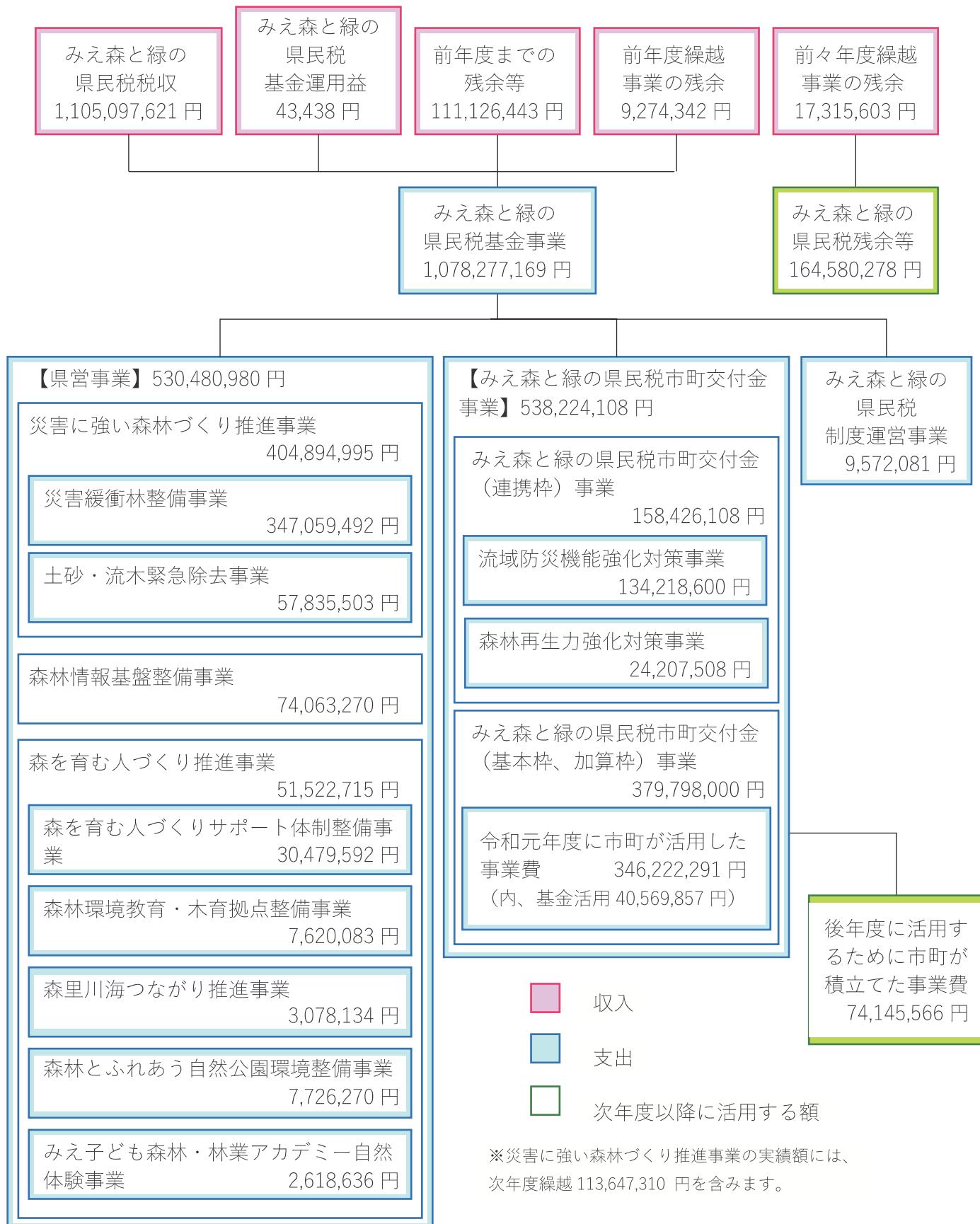
(写真29) (左) 第2回みえ森と緑の県民税評価委員会の様子（津市）
(写真30) (右) みえ森と緑の県民税のパネル展示の様子（松阪市 みえこどもの城）

評価委員会の評価及び提言

	有効性	効率性	公益性	情報発信度
評価	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	B 取組が妥当である	C 取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
評価・提言	本税制度が始まって6年目となり、県民のみえ森と緑の県民税の周知をさらに効果的に進めていく必要がある。 今後、広く県民に伝えていくためにも、事業主体に限らず、当事業の関係者が連携し、様々な情報発信ツールを活用して、みえ森と緑の県民税の周知に取り組まれたい。 また、今回新しく「情報発信度」という項目を入れるなど、評価基準を変えた意図を踏まえ、県・市町でよりよい取組に改善していくよう、県は市町を支援されたい。			

第4 資料編

1 令和元年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成



2 令和元年度みえ森と緑の県民税基金事業の内容

2-1 県営事業

(1) 災害に強い森林づくり推進事業

① 災害緩衝林整備事業の実績

市町	大字等	地区名	危険木等除去体積 (m³)	調整伐面積 (ha)
いなべ市	北勢町畠毛	北之谷	16.0	0.40
鈴鹿市	西庄内町	池ノ谷	63.0	2.31
亀山市	加太向井	柚ノ木	57.0	1.21
亀山市	加太神武	奥ノ井出	96.0	3.34
津市	一志町波瀬	桑俣	15.0	1.93
津市	美杉町下之川	大谷	157.0	2.79
津市	白山町福田山	附田	201.0	2.94
津市	美杉町丹生俣	笹谷	155.0	1.55
松阪市	飯南町深野	藏谷	314.0	0.00
松阪市	飯高町田引	小田	150.0	3.49
松阪市	飯高町宮本	谷ノ奥	34.0	0.00
大台町	唐櫃	横谷（西ハカセ）	72.0	0.00
大台町	熊内	横谷	307.0	6.76
大台町	栗谷	宮の谷2	540.0	0.32
大台町	栗谷	寺浦	162.0	0.08
南伊勢町	伊勢路	セトダニ	1.7	2.83
大紀町	永会	若瀬谷	18.2	1.05
大紀町	阿曾	片倉	25.8	2.08
大紀町	大内山	向井	14.0	7.55
大紀町	大内山	今瀬谷	16.0	2.95
伊賀市	上阿波	奥那須ヶ原	77.8	4.62
伊賀市	上阿波	高良城	76.1	10.81
伊賀市	奥馬野	下馬野	38.1	5.34
伊賀市	高尾	原池	27.8	3.36
尾鷲市	早田町	矢瀬	4.8	8.42
尾鷲市	九鬼町	小屋の谷	37.0	6.97
紀北町	十須	下河内	216.2	0.98
熊野市	二木島町	株谷	306.1	15.62
熊野市	井戸町	南	34.7	4.46
紀宝町	鮎田	茶木原	18.0	3.00
13市町		30箇所	3,251.3	107.2

※実績数量は、令和2年3月31日現在のものです。

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合もあります。

② 土砂・流木緊急除去事業の実績

市町	大字等	地区名	土砂除去体積 (m³)	流木撤去体積(m³)
松阪市	飯高町船戸	大崩	2,216.0	0.0
大台町	桧原	東又谷	6,105.0	0.0
大紀町	崎	むさし谷	378.0	27.0
合計	3市町	3箇所	8,699.0	27.0

※実績数量は、令和2年3月31日現在のものです。

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合もあります。

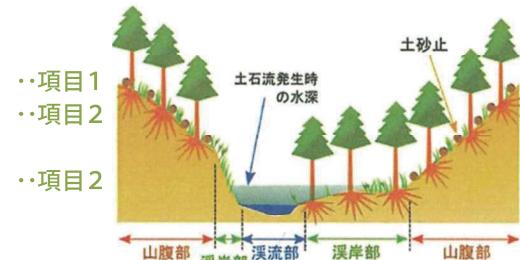
- 災害に強い森林づくり推進事業 効果検証にかかる調査・研究事業
(林業研究所)

令和元年度 災害に強い森林づくり推進事業 効果検証にかかる調査・研究事業

(林業研究所)

事業目的と検証事項

- 山腹部…調整伐による立木の成長の促進、斜面安定効果及び土砂流亡抑制効果発揮に対して
 - 効果検証が必要な事項
 - ・斜面安定効果、土砂流亡抑制効果は発揮できるか?
 - ・立木の成長は促進されるか?
- 溪岸部…調整伐による立木の成長の促進に対して
 - 効果検証が必要な事項
 - ・立木の成長は促進されるか?
- 溪流部…危険木除去による流木発生抑制効果に対して
 - 効果検証が必要な事項
 - ・流木発生抑制効果は持続しているか? …項目3



効果検証にかかる調査・研究

項目1 樹木根系による斜面安定効果調査 根系発達による斜面安定効果を検証するために

- ①根系分布調査、根系引き抜き試験により、崩壊防止力△Cを把握
- ②土砂流亡量調査で、土砂流亡抑制効果の持続期間を把握



調整伐と伐倒木を利用した
土砂止の設置



根系分布調査
土砂流亡量調査
根系の分布調査及び引き抜き試験、
土砂流亡量の継続調査

項目2 UAV (ドローン) を用いた森林モニタリング調査 成長促進効果を検証するために

- UAV空撮画像の解析により事業実施箇所の森林状況の変化を把握



調整伐実施後の
状態変化を調査



項目3 整備森林における危険木発生状況調査 危険木除去による流木発生抑制効果を検証するために

- 危険木を除去した渓流での流木等危険木発生状況を把握



危険木
除去



整備後

現状?

項目1 樹木根系による斜面安定効果調査 (R1~5)

目的

- ①根系による崩壊防止力の把握…山腹部における調整伐実施による斜面安定効果(樹木根系の支持機能向上)を明らかにする。
- ②土砂流亡量の継続調査…調整伐実施、土砂止設置による土砂流亡抑制効果の持続期間を明らかにする。

方法

- ①事業実施地等において根系分布調査や根系引き抜き試験を行うことで、スギ、ヒノキ根系の引き抜き抵抗力、根系による崩壊防止力 ΔC を検証する。
- ②平成27~29年度に土砂流亡量の観測を行った試験地の一部で土砂流亡量の継続観測を行い、土砂流亡抑制効果の持続期間を検証する。三重大学との共同研究で実施する。

実施した内容

- ①津市内において、スギ立木4本、ヒノキ立木2本を選定して根元周囲の根系を露出させ、スギ35本、ヒノキ28本の根系(直径1.4~52.0mm)に対して引き抜き試験を行い、根直径、引き抜き抵抗力、引き抜き変位を測定した(図-1)。根直径が大きいほど引き抜き抵抗力が大きくなる傾向がみられた(図-2)。
- ②県内3カ所の試験地において、土砂受け箱内に入った土砂を2ヵ月おきに調査することで土砂流亡量の観測を行った。調整伐直後よりも林床被覆率が高く、土砂流亡量が少ない状態が持続していた(図-3)。

今後の予定

- ①引き続き、根系引き抜き試験を実施し、引き抜き抵抗力データを蓄積する。調整伐実施地と未実施地で根系分布調査を行い、この結果に根系引き抜き抵抗力データを適用することで根系による崩壊防止力を算出し、調整伐の効果を明らかにする。
- ②土砂流亡量の観測を継続するとともに、得られたデータの解析を行い、土砂流亡抑制効果の持続期間を明らかにする。



図-1. 根系引き抜き試験

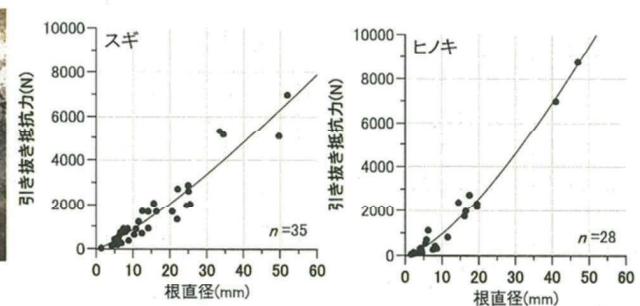


図-2. 根直径と引き抜き抵抗力の関係

黄着色部が令和元年
度追加データ

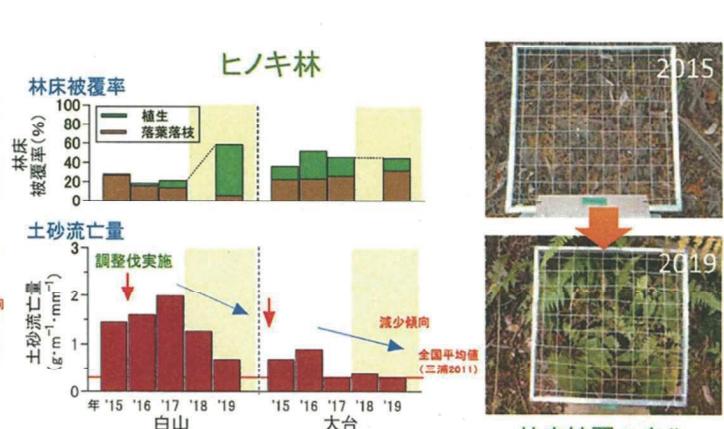
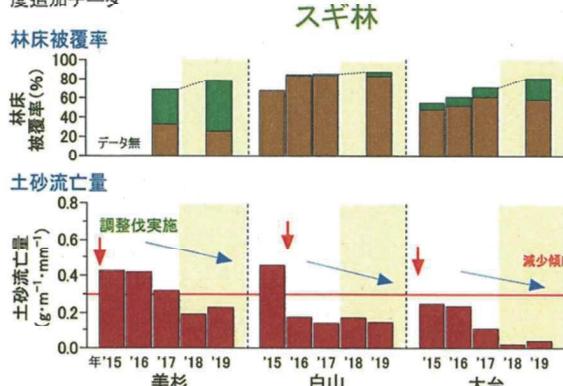


図-3. 調整伐後の林床被覆率と土砂流亡量の経年変化(土砂止有)

項目2 UAVを用いた森林モニタリング調査 (R1~5)

目的

山腹部、渓岸部での調整伐による立木の肥大成長促進や健全性向上の効果を明らかにする。

方法

平成26年度より、航空レーザ測量データを用いて調整伐前後の森林状態の変化を広域的にモニタリングしている。UAV(ドローン)を使用することで、面積は限定されるものの低コストで即時的に森林情報を得られる可能性がある。そのため、UAVから高精度で森林情報を取得するための技術を開発し、UAVを用いて既に設定したモニタリング区域の一部、他の事業実施地において、調整伐後の森林状態を複数年追跡調査することで、調整伐実施の効果を引き続き検証する。名古屋大学との共同研究で実施する。

実施した内容

平成26年度に事業実施地に設定したモニタリング区域内(大台町)に3カ所の空撮区域を設定し、UAVによる空撮及び最適空撮条件の検討及を行った(図-4)。また、3カ所の令和元年度事業実施地においても空撮区域を設定し、調整伐前後に同様の空撮等を行った(図-5)。同時に、各空撮区域内において、精度検証データ取得のため現地で立木の実測調査を行った。得られたデータは共同研究先の大学に提供し、空撮画像解析、森林情報解析技術開発に取り組んだ(図-6、7)。

今後の予定

引き続き、設定した空撮区域において定期的にUAV空撮、現地実測調査を行い、最適空撮条件・時期の検討、森林情報解析技術の開発を行う。得られた空撮データ、森林情報解析技術を用いて調整伐後の森林状況の変化を明らかにする。

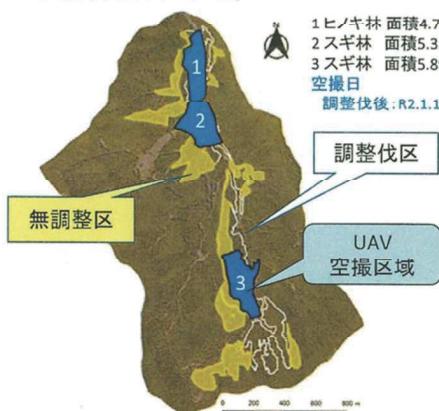


図-4. H26設定モニタリング区域内に設定した空撮区域

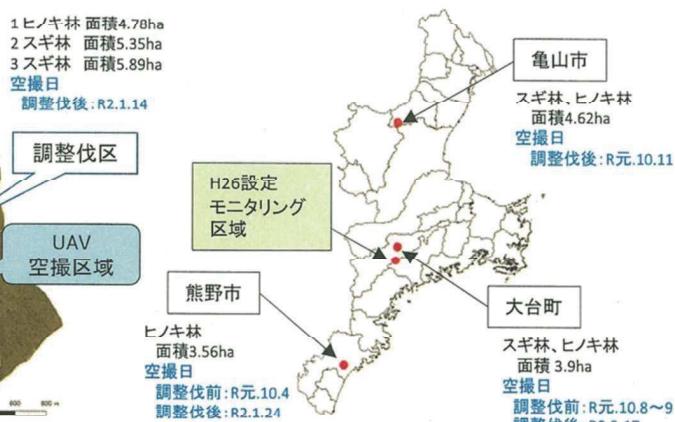


図-5. 空撮区域の位置



図-6. 単木抽出の一例(熊野市)

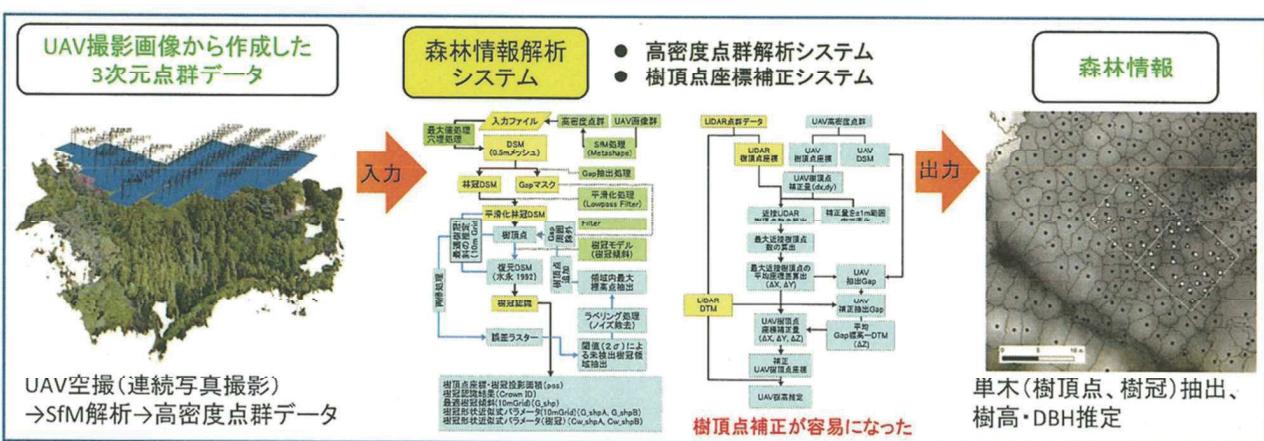


図-7. 開発中のUAVによる森林情報解析技術

項目3 整備森林における危険木発生状況調査 (R1~5)

目的

渓流部で実施している危険木(倒流木)除去による流木発生抑制効果を検証する。

方法

事業により渓流部の危険木除去を行った流域(既整備流域)における倒流木発生の現況について多点調査を行う。また、より効果的で除去効果の持続性も高い整備手法を検討するには、倒流木の発生要因、滞留状況、形態的特性、豪雨等に伴う挙動を明らかにする必要があることから、既整備流域、未整備流域に固定試験流域を設定して倒流木の移動、加入、消失等のモニタリングを行う。三重大学との共同研究で実施する。

実施した内容

平成26、27年度に渓流部の危険木除去を行った北勢地区、中勢地区の13既整備流域、計3950mで渓流部の踏査を行い、倒流木の位置、サイズや腐朽度等の形態的特性、発生要因等を調査した(図-8、9)。整備後に台風災害を受けた流域を除く11流域では倒流木が少なく、整備時除去材積の8%程度の材積であり、整備効果は持続していた。また、令和元年8~10月、平成29、30年度に渓流部の危険木除去を行った4つの既整備渓流、1つの未整備渓流に固定試験流域を設定し、設定時に倒流木の位置、サイズや腐朽度等の形態的特性、発生要因等を調査した(図-10)。冬季の渴水期には追跡調査を行い、倒流木の消長、移動状況を調査した(図-10)。

今後の予定

引き続き、平成26、27年度の既整備流域を対象に渓流部の踏査を行う。設定した固定試験流域において追跡調査を行い、危険木の消長、移動状況を調査する。得られたデータの解析を行う。

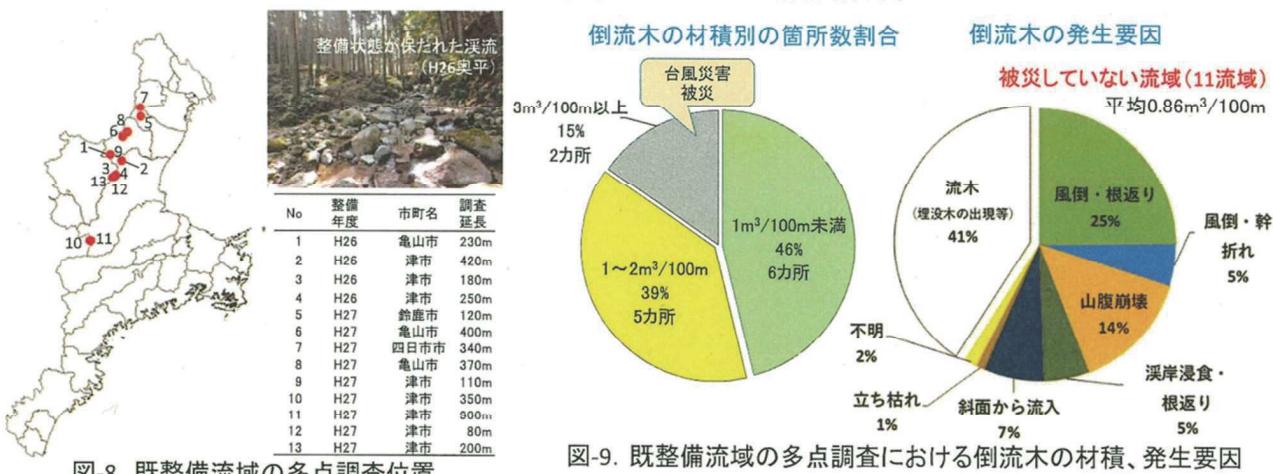


図-8. 既整備流域の多点調査位置

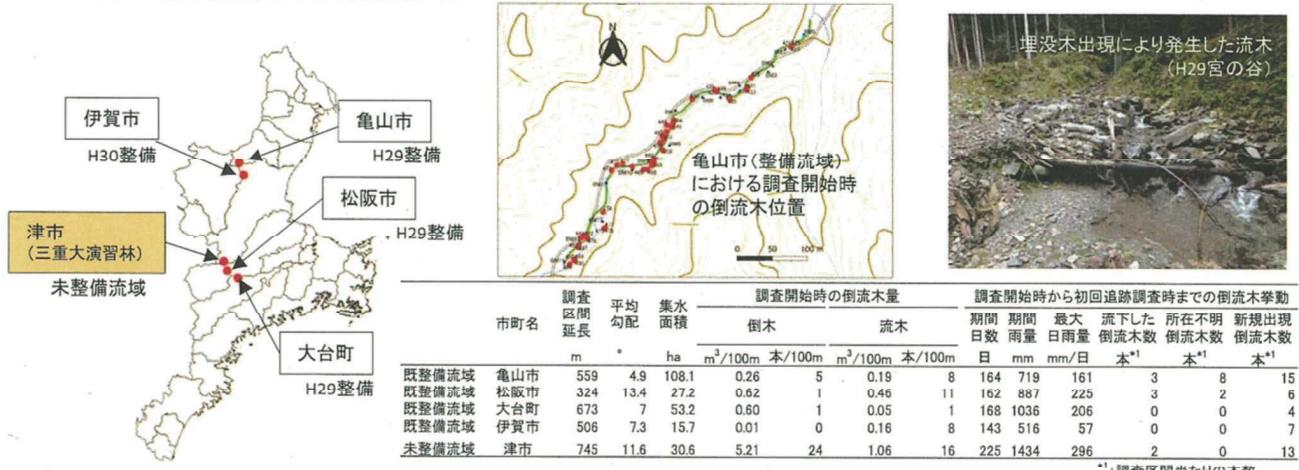


図-10. 固定試験流域の位置と概要

(2) 森林情報基盤整備事業の実績

業務名称	航空レーザ測量 実施面積 (km ²)	計測対象市町	備 考
第1号	200.0	津市、伊賀市	解析作業済
第2号	198.2	津市、伊賀市、名張市	解析作業済
第3号	133.2	大台町	
第4号	111.7	尾鷲市、紀北町	
合計	643.1		4市2町

(3) 森を育む人づくり推進事業

① 森を育む人づくりサポート体制整備事業

○ 森林環境教育・木育指導者養成講座の実績

区分	講座名	内容等	募集 人数	受講 人数
地域 講座	(四日市地域) 森林環境教育指導者養成講座 (アクティブラーニング編)	アクティブラーニングの手法について学び、理解して森林環境教育や木育の活動に取り入れられるようにする基礎的な知識の習得	15人	中止※
	(津地域) 森林環境教育指導者養成講座 (知識編)	森林環境教育を教育現場や地域で実施したいという意識向上と基礎的な知識の習得	15人	11人
	(松阪地域) 木育指導者養成講座 (初級編)	木育を教育現場や地域で実施したいという意識向上と基礎的な知識の習得	20人	15人
	(伊勢志摩地域) 森林環境教育・木育指導者養成講座 (見学編)	森林環境教育や木育を教育現場や地域で実施したいという意識向上と基礎的な知識の習得	15人	5人
	(伊勢志摩地域) 森林環境教育指導者養成講座 (技術編)	森林環境教育や木育を教育現場や地域で実施したいという意識向上と基礎的な知識の習得	10人	中止※
	(伊賀地域) 森林環境教育指導者養成講座 (保育編)	名張地域の保育士の方々を対象に、身近な自然を活用して、幼児と野外で接し、自然を活かした幼児教育を実践していくための基礎的な知識の習得	10人	14人
	(尾鷲・熊野地域) 森林環境教育・木育指導者養成講座 (カップ普及指導員養成講習会)	木育の展開を図るために、木を使ったニュースポーツ「カップ」の普及指導員養成講習を実施し、カップの普及指導にかかる知識、技術を学ぶことで、今後の普及へつなげる。	40人	中止※
森 の ア ン プ せ い 講 座	LEAFローカルインストラクター研修 (コーディネーター育成研修) 森林環境教育プログラムの体験を通じ、企画手法を学習	LEAFローカルインストラクター研修 (コーディネーター育成研修) 森林環境教育プログラムの体験を通じ、企画手法を学習	10人	11人
	コミュニケーション研修	森林環境教育コミュニケーション能力向上研修 インタープリターとしてのコミュニケーション能力の習得	20人	16人
	木育指導者養成講座 中級編	木育インストラクターとして、より幅広い知識と技術を習得	15人	延べ 27人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

○ 学校教職員森林環境教育講座の実績

講座名	内容等	募集人数	受講人数
学校教職員森林環境教育研修	学校教職員テーマ研修（県教育委員会研修センター） 授業での実践方法の習得 座学：「持続可能な環境づくり～学校で取り組む ESD～」 実習：「子どもたちと簡単にできる校庭の木の調べ方」	20人	14人

○ 出前授業の実績

市町	開催場所（学校名等）	開催日	備考
津市	津市立 南が丘中学校	令和元年6月3日（月）	
津市	津市立 修成小学校	令和元年6月14日（金）	
津市	津市立 誠之小学校	令和元年7月2日（火）	
津市	津市立 北立誠小学校	令和元年7月4日（木）	
大台町	大台町立 三瀬谷小学校	令和元年7月4日（木）	
桑名市	ひまわり学童クラブ	令和元年7月30日（火）	
志摩市	志摩市立 東海小学校	令和元年9月11日（水）	
津市	津市立 南立誠小学校	令和元年11月1日（金）	
津市	津市立 高茶屋小学校	令和2年1月20日（月）	
鈴鹿市	鈴鹿市立 庄内小学校	令和2年3月5日（木）	中止※

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

○ 「ミエトイ・キャラバン」及び「森の学校」の実績

イベント名	開催場所	イベント概要	来訪者数
木つつ木春まつり	木つつ木館（大紀町）	ミエトイ・キャラバン、森の学校	300人
菜の花まつり	島ヶ原温泉やぶっちゃ（伊賀市）	ミエトイ・キャラバン	150人
春のキッズエコフェア	三重県環境学習情報センター	ミエトイ・キャラバン、森の学校	200人
森の学校 in MieMu	三重県総合博物館	森の学校	300人
GW キッズ企画（ゴールデンウイークはみえの木で遊ぶ）	高野尾花街道 朝津味	ミエトイ・キャラバン、森の学校	300人
コドモマルシェ vol.5	ひのき家（大紀町）	ミエトイ・キャラバン、森の学校	300人
夏のエコフェア 2019	三重県環境学習情報センター	ミエトイ・キャラバン、森の学校	200人
秋のキッズエコフェア	三重県環境学習情報センター	ミエトイ・キャラバン、森の学校	150人
伊勢市環境フェア	県営サンアリーナ	ミエトイ・キャラバン、森の学校	400人
松阪フェス木バル 2019	松阪農業公園ベルファーム	ミエトイ・キャラバン、森の学校	150人
津市農林水産まつり	津市丸之内商店街	森の学校	70人
尾鷲ヒノキふれあいフェスタ	尾鷲市民文化会館	ミエトイ・キャラバン、森の学校	200人
第33回紀和ふるさとまつり	紀和B & G海洋センター	ミエトイ・キャラバン、森の学校	350人

とれたて！なばり 2019	名張市役所	ミエトイ・キャラバン、森の学校	300人
玉城ええやんまつり 2019	玉城町中央公民館	ミエトイ・キャラバン、森の学校	200人
県民参加の植樹祭（海と山と人をつなぐ植樹祭）	紀北町 引本港	ミエトイ・キャラバン、森の学校	300人
伊賀オーガニックフェスタ 2019	伊賀市丸柱	ミエトイ・キャラバン、森の学校	200人
三重県林業研究所一般公開デー	三重県林業研究所	ミエトイ・キャラバン、森の学校	150人
みえ子ども森の学びサミット	みえこどもの城	ミエトイ・キャラバン、森の学校	200人
みえ花フェスタ 2019	メッセウイングみえ	ミエトイ・キャラバン	400人
「三重の木」で森をつくろう	イオンモール鈴鹿	ミエトイ・キャラバン	300人
自然の家のオープンデー	四日市市少年自然の家	ミエトイ・キャラバン	150人
三重まるごと自然体験フェア	みえこどもの城	ミエトイ・キャラバン、森の学校	中止※

※新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止

② 森林環境教育・木育拠点整備事業の実績

菰野町にある三重県民の森の自然学習展示館の一部を改修して、常設型の木製遊具等を設置した木育の総合拠点施設を整備するため、令和元年度は設計業務を実施しました。



③ 森里川海つながり推進事業の実績

市町	観察会	内 容	参加人数
菰野町	シデコブシ観察会	シデコブシ（県指定希少野生動植物種）の観察会と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	26人
桑名市	マメナシ観察会	マメナシ自生地における保全活動及びマメナシ（県指定希少野生動植物種）の観察会と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	62人
明和町	カワバタモロコ 観察会	カワバタモロコ（県指定希少野生動植物種）の観察会と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	20人
多気町	アゼオトギリ 観察会	アゼオトギリ（県指定希少野生動植物種）についての説明と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	45人
松阪市	水棲生物観察会	中学生を対象に干潟や砂浜の生き物観察会と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	130人
伊勢市	ヒヌマイトンボ 観察会	小学生を対象にヒヌマイトンボ（絶滅危惧種）の観察会と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	27人
菰野町	水棲生物・昆虫 観察会	外来生物や在来水棲生物及び昆虫の捕獲、観察会と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	59人
松阪市	水棲生物観察会	小学生を対象に干潟や砂浜の生き物の観察会と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	42人
菰野町	外来生物及び 水棲生物観察会	外来生物や在来水棲生物の捕獲及び観察会と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	54人
桑名市	マメナシ観察会	マメナシ自生地における保全活動及びマメナシ（県指定希少野生動植物種）の観察会と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	30人
津市	海浜性昆虫観察会	ヤマトマダラバッタ（絶滅危惧種）及び海浜性昆虫の観察会と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	40人
菰野町	水棲生物・昆虫 観察会	外来生物や在来水棲生物及び昆虫の捕獲、観察会と、生物多様性保全及び希少動植物に関する説明	34人

④ 森林とふれあう自然公園環境整備事業の実績

市町	自然公園名	自然公園施設名	参加人数	内容
大台町	吉野熊野国立公園	大杉谷登山歩道	12人	自然観察ツアーと歩道整備
大台町	吉野熊野国立公園	大杉谷登山歩道	10人	自然観察ツアーと清掃活動
菰野町	自然公園外	三重県民の森	中止※	イベント「大工体験」(木製スロープ作成)
伊賀市	自然公園外	上野森林公园	中止※	イベント「木工体験」(ウッドデッキ作成)
志摩市	伊勢志摩国立公園	登茂山集団施設	9人	自然観察ツアー
鳥羽市	伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道	23人	自然観察ツアーと海女さんふれあい体験
南伊勢町	伊勢志摩国立公園	阿曾浦園地	4人	自然体験

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

⑤ みえ子ども森林・林業アカデミー自然体験事業 自然環境キャンプの開催実績

	日 程	期 間	参加人数	内 容
第1回	R2.1.18	日帰り	13人	グループで協力して、火おこしにチャレンジ！
	R2.1.19	日帰り	14人	スタッフと一緒に、たき火でごはんを作ろう！
	R2.2.1~R2.2.2	1泊2日	12人	子どもたちの力で、たき火料理にチャレンジ！
第2回	R2.2.15	日帰り	15人	グループで協力して、火おこしにチャレンジ！
	R2.2.16	日帰り	15人	スタッフと一緒に、たき火でごはんを作ろう！
	R2.2.29~R2.3.1	1泊2日	中止※	子どもたちの力で、たき火料理にチャレンジ！

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

2-2 市町交付金事業

(1) みえ森と緑の県民税市町交付金（連携枠）事業

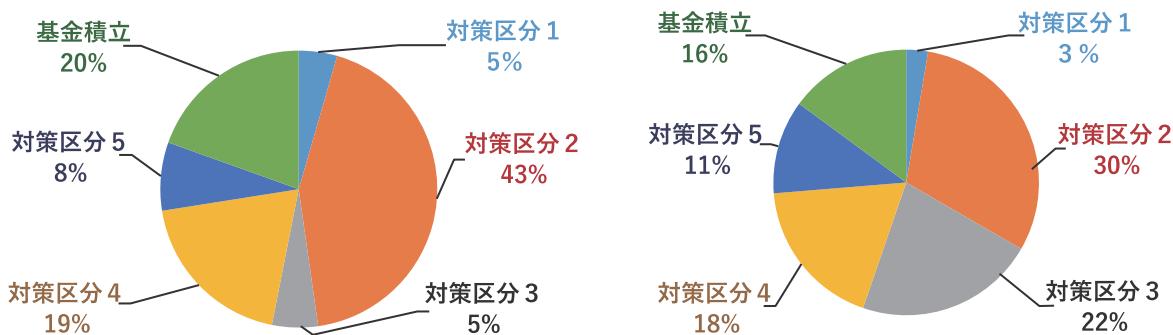
○ 流域防災機能強化対策事業及び森林再生力強化対策事業の実績

市町	流域防災機能強化対策事業	森林再生力強化対策事業 (獣害防止施設等整備)	森林再生力強化対策事業 (ニホンジカの捕獲等)
	森林整備面積	獣害防止施設設置延長	捕獲施設等設置数
津市	48.71ha	9,438m	
松阪市	4.00ha	10,392m	
多気町	2.00ha		
大台町	111.08ha	4,002m	
度会町	8.00ha		
大紀町	15.10ha	2,547m	
志摩市	6.75ha		
伊賀市	67.34ha		
名張市	10.94ha		
尾鷲市		1,101m	
紀北町		2,503m	
熊野市	9.31ha	5,172m	1箇所(3基)
紀宝町	18.28ha		
計	301.51ha	35,155m	1箇所(3基)

(2) みえ森と緑の県民税市町交付金（基本枠、加算枠）事業

○ 対策区分別事業費及び事業数

対策区分	対策内容	交付額（円）	事業数
1	土砂や流木による被害を出さない森林づくり	17,001,600	3
2	暮らしに身近な森林づくり	164,386,151	35
3	森を育む人づくり	20,339,323	25
4	森と人をつなぐ学びの場づくり	73,631,930	21
5	地域の身近な水や緑の環境づくり	30,293,430	13
	みえ森と緑の県民税基金積立事業	74,145,566	18
合計		379,798,000	115



(図 4-1) 対策区分別事業費割合

(図 4-2) 対策区分別事業数割合

○ 市町別事業実績

【四日市市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
4	市民活動センター運営事業	市が実施する市民活動センターへの木製備品(机、椅子等)の導入	1,593	
4	子育て支援センター管理運営事業	市が実施する子育て支援センターへの木製備品(ミニログハウス)の導入	731	
4	少年自然の家管理運営事業	市が実施する少年自然の家への木製備品(机・椅子等)の導入	4,308	
4	認定こども園備品整備事業	市が実施する認定こども園への木製備品(机・椅子)の導入	6,131	
2	学校林整備事業	市が実施する学校林における危険木の伐採等	4,815	
2	里山・竹林環境保全支援事業	活動団体による里山や竹林の整備に対する支援	1,421	
2	危険木等除去支援事業	自治会等が実施する通学路沿いの危険木の伐採等に対する支援	200	
4	四日市市中央緑地新体育館建築事業	市が実施する体育施設の一部木質化		40,570
	基金積立		6,710	
計			25,909	40,570



(写真31) 認定こども園備品整備事業
こども園に導入された木製備品で遊ぶ児童



(写真32) 里山・竹林環境保全支援事業
自治会等による荒廃した竹林整備の様子

【桑名市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
5	播磨2号緑地里山整備事業	市が団体と連携して実施する住宅地に隣接する里山の散策路整備等	430	
2	里山再生・竹林整備推進事業	活動団体による竹林整備に対する支援と市が活動団体に貸し出す竹チッパーの購入	6,798	
4	病院備品等整備事業	医療機関が実施する病院への木製備品(机・椅子等)の導入への支援	7,800	
計			15,028	



(写真 33) 里山再生・竹林整備推進事業
活動団体による竹林整備の様子



(写真 34) 病院備品等整備事業
桑名市総合医療センターに導入された木製玩具

【鈴鹿市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	暮らしを守る森林保全事業	市が実施する海岸林の病害虫被害木の伐採と樹幹注入及び地元小中学生による植樹	1,756	
2	緑の未来づくり事業	団体や所有者が実施する病害虫被害木伐採への支援	37	
3	森に親しむ記念樹贈呈事業	市が実施する植木まつりでの記念樹配布とアンケート調査	200	
4	AGF 鈴鹿体育館 サブアリーナ床面改修工事	市が実施する市立体育館の床の木質化	10,000	
4	森林環境に関する講演事業 及び木製備品購入事業	市立図書館が実施する木製備品の導入と講演会の開催	3,800	
3	森と緑の生涯学習講座	市が実施する公民館での「森と緑の生涯学習講座」の開催	845	
4	鈴鹿市立西条保育所新設工事	市が実施する保育所への木製備品(棚)の導入	2,200	
計				18,838



(写真 35) 暮らしを守る森林保全事業
地元小中学生による
海岸へのクロマツの植栽の様子



(写真 36) 森林環境に関する講演事業
及び木製備品購入事業
図書館で開催された森林環境に関する講演会の様子

【亀山市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	暮らしに身近な里山・竹林環境整備事業	活動団体による里山や竹林の整備に対する支援	941	
2	集落周辺の森林整備事業(危険木の伐採)	市が実施する公共施設周辺や道路上の危険木の伐採等	8,677	
3	森と木材のふれあい事業(森の講座)	市が実施する「森の講座」と「木育教室」の開催	661	
4	森と木材のふれあい事業(木とふれあう)	市が実施する幼稚園や保育園等への木製遊具の導入	855	
3	森と木材のふれあい事業(森林づくり協議会)	森林づくり協議会が実施する山の日のイベント等の開催	1,000	
計			12,134	



(写真 37) 森と木材のふれあい事業
(森の講座)

木育教室で製材所を見学している様子



(写真 38) 森と木材のふれあい事業
(木とふれあう)

園児が自ら使う木製玩具を組み立てている様子

【いなべ市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	危険木の除去事業	自治会が実施する人家裏や通学路沿いの危険木の伐採等への支援	2,184	
3	中学校卒業記念品配布事業	市が実施する市産材の箸の中学校卒業生への配布	872	
	基金積立		8,796	
計			11,852	



(写真 39) 中学校卒業記念品配布事業
中学校の卒業生に配られた市産材の箸



(写真 40) 危険木の除去事業
自治会による危険木の伐採の様子

【木曽岬町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
3	森林環境教育事業	町教育委員会が中学生を対象に実施する野外体験	912	
	基金積立		4,494	
計			5,406	

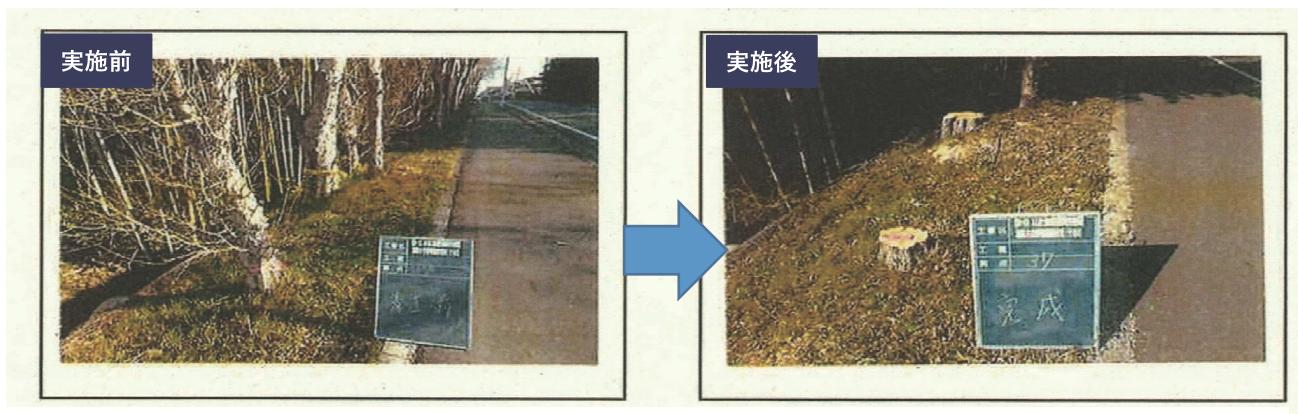


(写真 41) 森林環境教育事業
(左) 天然林のトレッキングの様子 (右) 水源の説明を聞く生徒の様子
中学生が木曽川の上流の木祖村を訪れ、野外体験をしました。



【東員町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	みえ森と緑の県民税市町交付金事業（危険木伐倒等業務）	町が実施する人家裏や通学路沿いの危険木の伐採等	1,698	
	基金積立		5,000	
計			6,698	



(写真 42) 危険木伐倒等業務
道路沿いの危険木を除去

【菰野町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額 (千円)	基金活用 (千円)
2	病虫害被害木伐採搬出事業	土地所有者等が実施する病害虫による被害木の伐採等への支援	156	
5	菰野富士ふるさとの山環境整備事業	町が実施するバリアフリー木道の整備	4,774	
	基金積立		4,447	
計			9,377	



(写真 43) 病虫害被害木伐採搬出事業
道沿いの危険木を除去した後の様子



(写真 44) 菰野富士ふるさとの山環境整備事業
バリアフリー木道の整備状況

【朝日町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
5	森と緑とふれあう環境づくり事業（幼保一体化施設、ふれあいパーク）	町が実施する子育て施設等での芝生の管理	1,200	
5	森と緑とふれあう環境づくり事業（ふれあいパーク）	町が実施する公園の芝生化と木質チップ舗装	2,700	
4	森と緑を大切に思う人づくり事業	町が実施する保育施設等への木製備品等の導入	121	
	基金積立		1,700	
計			5,721	



(写真 45) 森と緑とふれあう環境づくり事業
幼保一体化施設における芝生管理



(写真 46) 森と緑を大切に思う人づくり事業
県産材でできたオリジナルの「まちなみ将棋」

【川越町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
3	川越中学校自然教室	町が川越中学校の1年生を対象に実施する野外体験	701	
3	川越北小学校自然教室	町が川越北小学校の5年生を対象に実施する野外体験	560	
3	川越南小学校自然教室	町が川越南小学校の5年生を対象に実施する野外体験	512	
4	川越中学校美術室・技術室 机・椅子整備事業	町が実施する川越中学校への木製備品（机・椅子）の導入	3,591	
5	川越北小学校シンボルツリー樹形整形事業	町が川越北小学校で実施するシンボルツリーの整形	880	
4	ふれあい広場ベンチ整備事業	町が実施するふれあい広場への木製備品（ベンチ）の導入	525	
計			6,769	



(写真 47) 川越南小学校自然教室
木を使った野外体験の様子



(写真 48) 川越中学校美術室・技術室
机・椅子整備事業
技術室に導入された県産材の作業台

【津市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	林地残材搬出促進事業	事業体による未利用間伐材の木質バイオマス利用のための搬出に対する支援	35,815	
3	津市森林環境教育事業	市が実施する「夏休み森と緑の親子塾」と「まるごと林業体験」の開催	494	
3	美里水源の森「林業体験」事業	団体が美里水源の森で実施する林業体験への支援	250	
計			36,559	



(写真 49) 林地残材搬出促進事業
林地残材がチップ工場に搬入される様子



(写真 50) 津市森林環境教育事業
「夏休み森と緑の親子塾」の木工体験の様子

【松阪市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	里山の森林安全安心対策事業	市が実施する集落や公共施設周辺の危険木の伐採等	21,718	
3	森林環境学習事業	市が実施する小学校の木質化と森林環境教育活動	2,899	
4	都市公園整備事業	市が実施する都市公園への東屋等設置	4,600	
計			29,217	



(写真 51) 森林環境学習事業
小学生が製材工場を見学している様子



(写真 52) 都市公園整備事業
都市公園に設置された東屋

【多気町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
4	県産材を活用した木製備品整備事業	町が実施する小学校や保育園への木製備品（ロッカー等）の導入	7,454	
	基金積立		461	
計			7,915	



(写真 53) 県産材を活用した木製備品整備事業
(左) 小学校に導入された作業台 (右) 保育園に導入された園児用ロッカー



【明和町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
4	学校等木製備品購入事業	町が実施する小学校への木製備品（机・椅子）の導入	7,063	
2	松林整備事業	町が実施する海岸沿いの松林における病害虫被害木の伐採等	1,000	
計			8,063	



(写真 54) 学校等木製備品購入事業
小学校に導入された県産材の机・椅子



(写真 55) 松林整備事業
松くい虫防除のための薬剤地上散布の様子

【大台町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	ほっとする道ばた森林整備事業	町が実施する道路と河川間にある危険木の伐採及び植栽	5,000	
1	災害に強い森林づくり整備事業	町が実施する渓流沿いの森林整備	9,911	
計			14,911	



(写真 56) ほっとする道ばた森林整備事業
道路沿いの危険木の伐採

【伊勢市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	森林整備事業	市が実施する海岸沿いの松林における病害虫被害木の伐採、地上散布、樹幹注入等	5,067	
	基金積立		11,723	
計			16,790	



(写真 57) 森林整備事業

(左) 松くい虫防除のための地上散布の様子 (右) 松くい虫防除のための樹幹注入の様子

【鳥羽市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額 (千円)	基金活用 (千円)
2	危険木伐採事業	市が実施する人家裏や通学路沿いの危険木の伐採等	8,697	
計			8,697	



(写真 58) 危険木伐採事業

(左) 通学路沿いの危険木を伐採する様子 (右) 生活道路沿いの危険木を伐採する様子

【志摩市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額 (千円)	基金活用 (千円)
2	里海・里山保全事業	市が実施する海岸沿いの松林における病害虫被害木の伐採等	4,973	
3	里山体験事業	市が実施する野外体験学習の開催	918	
4	中学校木製備品整備事業	市が実施する中学校への木製備品(机・椅子)の導入	5,292	
計			11,183	



(写真 59) 里山体験事業
炭焼き体験の様子



(写真 60) 中学校木製備品整備事業
中学校の技術室に導入された県産材の机

【玉城町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額 (千円)	基金活用 (千円)
3	森林環境教育・木育事業	町が小学校等を対象に実施する森林環境教育・木育の活動	325	
5	森林ふれあい創出事業	町が実施する公共施設への木製ベンチの設置	424	
4	公共施設(学び場)整備事業	町が実施する保育所の床の木質化と中学校への木製備品(椅子)の導入	3,078	
	基金積立		2,583	
計			6,410	



(写真 61) 森林環境教育・木育事業
小学校の木育活動で年輪を数える児童の様子



(写真 62) 公共施設(学び場)整備事業
県産材で木質化した保育所の保育室

【度会町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
3	森林環境教育推進事業	町が小学生を対象に実施する出前授業	95	
1	流倒木撤去事業	町が実施する河川沿いの流倒木等の伐採・撤去	2,090	
2	危険木伐採事業	町が実施する通学路や生活道路沿いの危険木の伐採等	4,910	
	基金積立		2,233	
計			9,328	



(写真 63) 流倒木撤去事業
河川沿いの倒木や倒れそうな立木の除去

【大紀町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	生活環境林整備事業	町が実施する人家裏や生活道路沿いの危険木の伐採等	4,001	
1	溪流倒木等処理事業	町が実施する溪流沿いの倒木等危険木の伐採・撤去	5,001	
	基金積立		3,348	
計			12,349	

「加算枠」を設けることとします。



(写真 64) 生活環境林整備事業
人家裏の倒れそうな危険木の除去

【南伊勢町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	危険木除去事業	町が実施する公共施設周辺や通学路、避難道沿いの危険木の伐採等	4,809	
3	森林環境教育事業	町が小学一年生を対象に実施する森林環境教育	179	
5	阿曾浦公園ウッドチップ舗装整備事業	町が実施する公園のウッドチップ舗装	7,580	
計			12,568	



(写真 65) 森林環境教育事業
小学校での木育教室の様子



(写真 66) 阿曾浦公園ウッドチップ舗装整備事業
公園におけるウッドチップ舗装

【名張市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	危険木伐採事業	市が実施する公共施設周辺や通学路沿いの危険木の伐採等	5,500	
5	森林公園等環境活用整備事業	地域づくり組織が実施する森林公園の整備への支援	900	
2	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	森林所有者等による未利用間伐材の木質バイオマス利用のための搬出に対する支援	1,368	
2	人家裏危険木伐採事業	地域住民が実施する人家裏の危険木の伐採等への支援	2,440	
4	学校林整備事業	団体等が実施する小学校の学校林の整備と森林環境教育活動	500	
3	森林環境教育推進事業	学校単位の実行委員会が小学校を対象に実施する森林環境教育への支援	100	
5	桜並木保全管理事業	市が実施する市民参加型の公園の桜並木の整備	300	
3	みて・さわって・森のわくわく体験事業	市が保育所等を対象に実施する野外体験	396	
	基金積立		782	
計			12,286	



(写真 67) 未利用間伐材
バイオマス利用推進事業
登録者による間伐材搬出の様子



(写真 68) みて・さわって・森の
わくわく体験事業
上野森林公園で野外体験をする園児の様子

【伊賀市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
3	親子ではじめる木育推進事業	出産時や検診の際に、市が行う木製品と木育リーフレットの配布	2,330	
2	みんなの里山整備活動推進事業	自治会等による里山や竹林の整備に対する支援	6,071	
3	伊賀の森っこ育成推進事業	学校単位の実行委員会が小中学校を対象に実施する森林環境教育等への支援	2,392	
3	地域の森と緑のつながり支援事業	自治協議会等が実施する森林・林業に関する研修活動への支援と、市が実施する講演会等の開催	800	
2	未利用間伐材バイオマス利用推進事業	森林所有者等による未利用間伐材の木質バイオマス利用のための搬出に対する支援	3,883	
3	森のやすらぎ空間整備事業（伊賀の木活用人材育成）	高等学校の木材工芸部員が地域の木材生産者等と連携して取り組む、木製品の開発に対する支援	578	
	基金積立		5,554	
計			21,608	



(写真 69) 親子ではじめる木育推進事業
健診の際に配布される
箸とスプーン及びフォトフレーム



(写真 70) 森のやすらぎ空間整備事業
開発したパンフレットラックの説明をする
白鳳高校木材工芸部の学生

【尾鷲市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	学校危険木除去事業	市教育委員会が実施する学校内の危険木の伐採等	2,498	
2	人家裏危険木伐採事業	自治会や自主防災会等による人家裏の危険木の伐採への支援	979	
5	中村山公園整備事業	市が実施する公園の整備	2,860	
3	カップ普及推進事業	市教育委員会が実施するカップ競技にかかる観察及び啓発用品の購入	471	
4	木とふれあう学校環境づくり事業	市教育委員会が実施する小学校への木製備品（机・椅子等）の導入	2,395	
4	木とふれあう木育活動推進事業	市が実施する保育園への木製遊具の導入	1,100	
	基金積立		789	
計			11,092	



(写真 71) 学校危険木除去事業

(左) 学校の校庭にある危険木や枯枝などを除去した様子
(右) 伐採木を利用して作成した教室案内板

【紀北町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	危険木伐採事業	自治会による人家裏の危険木の伐採への支援	4,081	
2	集落周辺森林（里山）整備事業	活動団体による里山の整備に対する支援	174	
3	県民植樹活動事業	町が実施する県民参加の植樹祭の開催	850	
	基金積立		6,904	
計			12,009	



(写真 72) 集落周辺森林（里山）整備事業
活動団体による登山道整備の様子



(写真 73) 県民植樹活動事業
一般公募した参加者による植樹イベントの様子

【熊野市】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
2	身近なみどり整備推進事業	区又は個人による集落周辺等の危険木の伐採等への支援	128	
2	暮らしを守る危険木伐採事業	市が実施する生活道路沿いの危険木の伐採等	3,029	
5	森とふれあいの場拠点づくり事業	市が実施する公園の整備とクマノザクラの植栽	6,733	
2	森林病害虫等防除実施事業	市が実施する海岸沿いの松林における病害虫被害木の樹幹注入等	1,611	
	基金積立		4,457	
計			15,958	



(写真 74) 身近なみどり整備推進事業
人家裏の危険木を伐採している様子



(写真 75) 森とふれあいの場拠点づくり事業
森林公园にクマノザクラを植栽している様子

【御浜町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
5	森林公园等環境整備事業	町が実施する森林公园の整備	1,122	
2	危険木等除去事業	町が実施する生活道路沿いの危険木の伐採等	2,640	
4	学校施設木質化事業	町が実施する中学校への木製備品(椅子)の導入	495	
	基金積立		3,153	
計			7,410	



(写真 76) 森林公園等環境整備事業
登山道周辺の整備の様子



(写真 77) 学校施設木質化事業
中学校の技術室に導入された椅子

【紀宝町】

対策区分	事業名	事業内容	交付金額(千円)	基金活用(千円)
3	森と緑の環境教育事業	町教育委員会が実施する講演会やワークショップ等の開催	1,000	
2	生活環境林整備事業	町が実施する公共施設周辺の危険木の伐採等	5,310	
5	クマノザクラ整備事業	町が活動団体と連携して行うクマノザクラの植樹等	391	
	基金積立		1,012	
計			7,713	



(写真 78) 森と緑の環境教育事業
ワークショップの様子



(写真 79) クマノザクラ整備事業
クマノザクラの植樹祭の様子

2 – 3 みえ森と緑の県民税制度運営事業

- みえ森と緑の県民税評価委員会委員（任期：令和2年9月30日まで）

委員氏名	所属団体等	分野
石川 知明	三重大学大学院生物資源学研究科 教授	学識経験者
大浦 由美	和歌山大学観光学部 教授	学識経験者
小林 慶太郎	四日市大学総合政策学部 教授	学識経験者
新海 洋子	一般社団法人 SDGs コミュニティ 代表理事	NPO活動
林 淳郎	三重大学名誉教授	学識経験者
藤井 恭子	皇學館大学現代日本社会学部 准教授	学識経験者
松井 寿人	三重県中小企業団体中央会 事務局長	商工
矢田 真佐美	三重県地域婦人団体連絡協議会 副会長	消費者
山下 高弘	紀北町立三船中学校 教員	教育
吉田 正木	吉田本家山林部 代表	林業

（五十音順・敬称略）（令和2年3月末現在）

- 令和元年度みえ森と緑の県民税評価委員会 開催概要

第1回みえ森と緑の県民税評価委員会

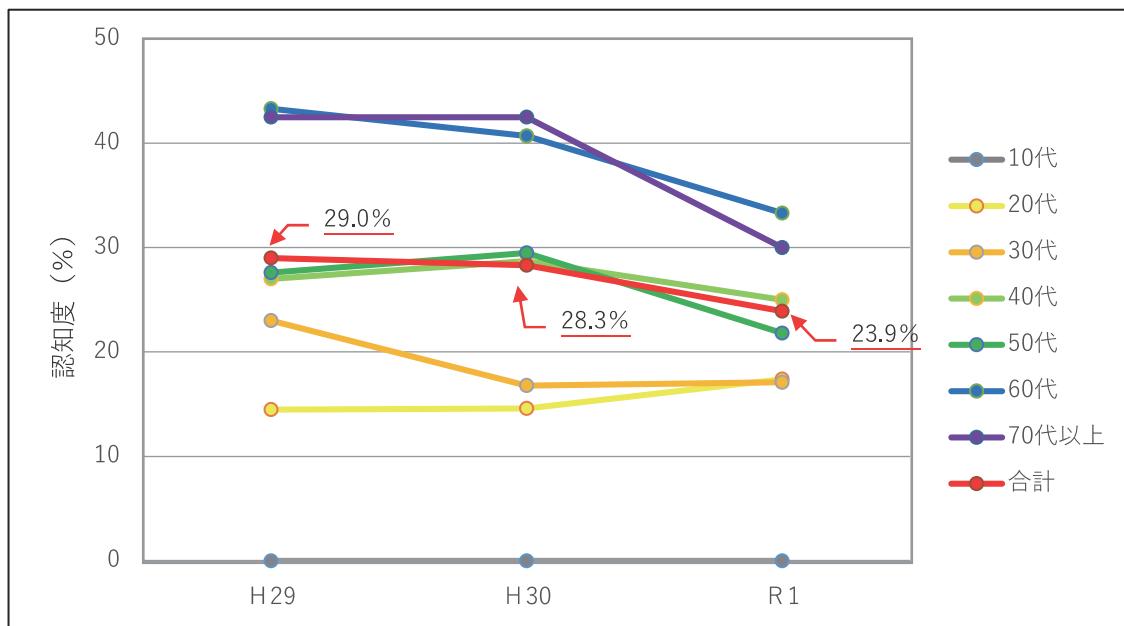
日時	令和元年7月12日（金） 10時00分から12時00分まで
場所	三重県農協会館 5階 大会議室
出席委員	8名（欠席2名）
傍聴者	10名
議題	（1）平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について

第2回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和元年8月29日（木） 15時00分から17時00分まで
場所	三重県教育文化会館 5階 大会議室
出席委員	9名（欠席1名）
傍聴者	2名
議題	(1) 平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価について

第3回みえ森と緑の県民税評価委員会

日時	令和2年2月19日（水） 10時00分から12時00分まで
場所	三重県人権センター 1階 多目的ホール
出席委員	8名（欠席2名）
傍聴者	6名
議題	(1) 令和元年度みえ森と緑の県民税基金事業の進捗状況について (2) みえ森と緑の県民税基金事業の実施後の評価方法について (3) みえ森と緑の県民税基金事業の新たな取組について



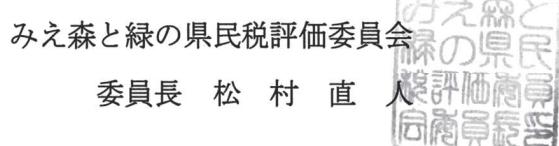
(図4-3) みえ森と緑の県民税の年代別の認知度 (H29~R1)

3 みえ森と緑の県民税（制度）について（答申）

答 申

森 緑 評 第 18 号
平成 30 年 8 月 24 日

三重県知事 鈴木 英敬 様



みえ森と緑の県民税条例附則第 5 項に規定する同条例の施行の
状況について

平成 26 年 10 月 22 日付け農林水第 32-190 号で諮問がありましたことについて、別添「みえ森と緑の県民税（制度）について」のとおり答申します。

みえ森と緑の県民税（制度）について

平成 30 年 8 月 24 日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に伴う 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成 30 年度末をもって、税導入から 5 年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2 つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1 「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26~28 年度には 16,744m³ の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針 2 「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があります、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成 25 年 3 月）に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5つの対策毎の事業実績

基本方針	対策区分	県の事業実績 (千円)	市町の事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1.災害に強い森林づくり	1.土砂や流木を出さない森林づくり	2,380,162	47,515	2,427,677	49
	2.暮らしに身近な森林づくり	-	627,411	627,411	13
2.県民全体で森林を支える社会づくり	3.森を育む人づくり	114,241	452,418	566,660	11
	4.木の薫る空間づくり	-	1,153,122	1,153,122	23
	5.地域の身近な水や緑の環境づくり	-	208,768	208,768	4
計		2,494,404	2,489,235	4,983,639	100

※事業費については、平成26～30年度の実績および見込を合算。

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26～28年度）

(対策1：土砂や流木を出さない森林づくり)

[取組状況]

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする渓流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、渓流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることができられており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策2：暮らしに身近な森林づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病害虫被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23 市町で 78 事業、合計 305,759 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策 3：森を育む人づくり)

[取組状況]

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計 84,097 千円の事業を実施しました。

市町においては、25 市町で 89 事業、合計 197,045 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策 4：木の薰る空間づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19 市町で 69 事業、合計 394,780 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策 5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11市町で23事業、合計61,755千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページやFacebook「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

[課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成31年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・使途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

5. 平成31～35年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9割以上の意見があったことから、2つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。

- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成30年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

(3) 税を活用した事業を行ううえでの3原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の3つの原則によることとします。

- 【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
- 【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
- 【原則3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

① 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 出土砂や ない流 森林に づくる り被 害を	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ぼないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	<p>① 土石流等の被害を軽減する森林の整備</p> <p>渓流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の大径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。</p> <p>② 流域の防災機能強化を図る森林の整備</p> <p>山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、渓流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。</p> <p>③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去</p> <p>治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p> <p>④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備</p> <p>⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策</p> <p>ニホンジカによる食害等により森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。</p> <p>等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業</p>

<p>2. 暮らしに身近な森林づくり</p>	<p>生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。 ② 集落周辺の森林の整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。 ③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。 ④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。 ⑤ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸林造成や維持管理を行う。 <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>
----------------------------	---

② 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

		想定事業の例
<p>3. 森を育む人づくり</p>	<p>「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。 ② 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。 ③ 学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。 <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
<p>4. 学森びとの人場をづつくなりぐ</p>	<p>未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 森林環境教育・木育が行える場の整備 子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。 ② 多様な主体が森林とふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。 <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>
<p>5. 緑地の域環境の身づ近くなり水や</p>	<p>地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。 ② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。 ③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。 <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>

(2) 必要となる経費

平成 31～35 年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5 年間で想定される事業費（億円）	割合（%）
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	4.2	8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	2.9	6
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費（事業構築支援、災害対応用基金の積立、評価委員会の運営等）		2.7	
合 計		54.0	

<5 年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針 1 「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐ上で、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針 2 「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

① 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

② 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針 1 のうち、対策 1 を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③ 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね 5：5 とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林

づくり」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未満または森林率が10%未満）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくという「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税												
納税義務者	<p>【個人】<納稅義務者数約90万人> 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方 <p>【法人】<約3万5千法人> 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>												
税率 (年額)	<p>【個人】1,000円</p> <p>【法人】現行の均等割額の10%相当額（2,000～80,000円） (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分（資本金等の額の区分）</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【税率設定の考え方】 必要な経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんへの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>	区分（資本金等の額の区分）	税率（年額）	1千万円以下	2,000円	1千万円超～1億円以下	5,000円	1億円超～10億円以下	13,000円	10億円超～50億円以下	54,000円	50億円超	80,000円
区分（資本金等の額の区分）	税率（年額）												
1千万円以下	2,000円												
1千万円超～1億円以下	5,000円												
1億円超～10億円以下	13,000円												
10億円超～50億円以下	54,000円												
50億円超	80,000円												
税収規模	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9億0千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1億8千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10億8千万円</td> </tr> </tbody> </table>		平年度	個人	9億0千万円	法人	1億8千万円	計	10億8千万円				
	平年度												
個人	9億0千万円												
法人	1億8千万円												
計	10億8千万円												

徴収方法	【個人】市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。
導入時期	平成 26 年 4 月 1 日より導入
税収の使途	森林づくりに関連する事業に活用する。※詳細は、前述のとおり
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。※詳細は、後述のとおり
見直し期間	施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり

8. 使途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 制度や使途の周知

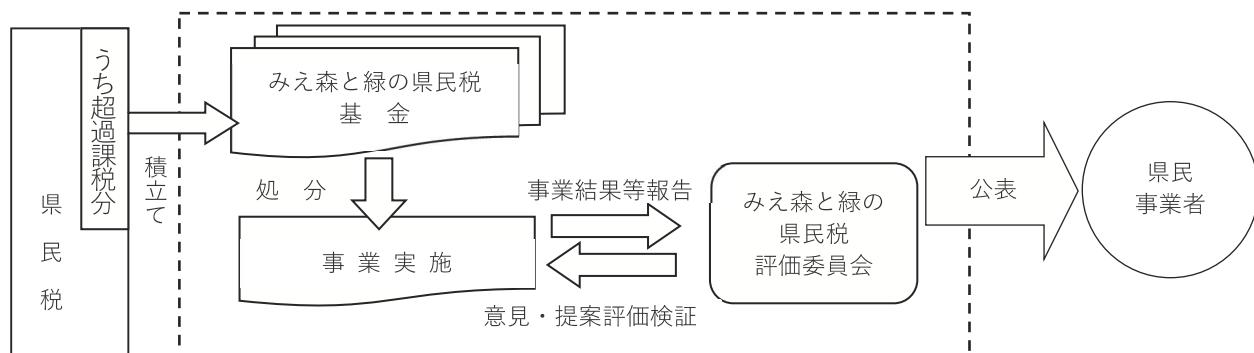
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間が必要であることから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

みえ森と緑の県民税評価委員会の評価

みえ森と緑の県民税を活用して実施した「みえ森と緑の県民税基金事業」は、第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しをしています。

○ 4つの評価視点と評価ポイント

視 点	評価のポイント
有効性	2つの基本方針である「災害に強い森林づくり」や「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで有効な取組であるか。 (事業計画、事業内容、事業効果、森林を支える社会づくりへの貢献度)
効率性	事業実施に要した経費は、コストをかけ過ぎることなく、効率的に執行されたか。 (実施方法、公平性、透明性)
公益性	事情実施により、幅広い県民が受益を受けることができたか。また、多くの県民に受益があるような工夫がされているか。 (受益対象、多様性・発展性、実施後の管理体制、支援の必要性)
情報発信度	みえ森と緑の県民税の事業成果や事業効果についての周知活動を通じて、「災害に強い森林づくり」や「県民全体で森林を支える社会づくり」について県民の理解が深められたか。 (情報発信の手段・対象・方法・内容)

○ 評価委員の評価と内容

内 容	評価
取組が特に優れている	4
取組が妥当である	3
取組は妥当であるがさらに工夫が必要である	2
現状の取組に改善の必要がある	1

○ 評価委員会の評価と内容

平均値	評価基準	内 容
3.5≤X≤4.0	A	取組が特に優れている
2.9≤X<3.5	B	取組が妥当である
1.9≤X<2.9	C	取組は妥当であるがさらに工夫が必要である
1.0≤X<1.9	D	現状の取組に改善の必要がある

評価判定の集計方法

- 10名の評価委員の評価（点数）を合計し、平均値を取ります。
- 平均値（右上表）により、判定（A～D）を決定します。

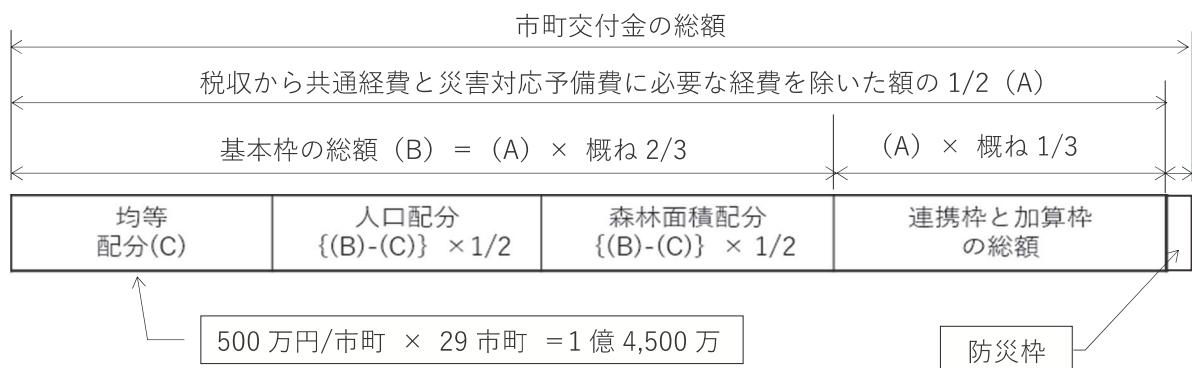
4 みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

令和2年4月

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また県と市町が連携して課題解決に取り組むことができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税収から共通経費や災害対策予備費を除いた残りの概ね半分※の「基本枠」「加算枠」及び「連携枠」と、災害対策予備費の一部の「防災枠」を市町交付金の総額とします。（※5年間の総額で、県：市町を概ね5：5とする。）



2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少（100ha未満または森林率が10%未満）な市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、概ね2：1の割合とします。

また、令和2年度より、台風等による倒木からライフラインを保全し、県民の安全・安心な生活を守るため、「防災枠」を創設しました。

基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未満または森林率が10%未満）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分します。
防災枠	防災面から県と市町が連携して取り組むライフラインを守る事前伐採に対し、市町からの要望に応じて配分します。

1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分しますが、この時の配分割合は人口：森林面積=1:1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。

4) 防災枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から当該市町に交付額を内示し、これを受け、市町がライフライン事業者及び県との三者協定に基づく協議会で承認された実施計画を基に、県に交付申請を行います。

3. 市町交付金の使い途

1) 事業実施の3原則

事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

事業実施の3原則	
【原則1】	「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
【原則2】	新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。
【原則3】	直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2) 森林環境譲与税との関係

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用するため、市町交付金と森林環境譲与税を同一事業に充当することはできません。

3) 市町における基金設置について

市町は、次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます。

〔参考資料〕個人の市町村民税の納稅義務者

市町名	均等割の納稅 義務者数（人）	市町名	均等割の納稅 義務者数（人）	市町名	均等割の納稅 義務者数（人）
津市	139,795	熊野市	7,224	明和町	11,474
四日市市	158,984	いなべ市	24,504	大台町	4,392
伊勢市	63,702	志摩市	23,944	玉城町	7,764
松阪市	78,985	伊賀市	47,090	度会町	4,123
桑名市	72,136	木曽岬町	3,426	大紀町	3,859
鈴鹿市	103,473	東員町	13,353	南伊勢町	5,693
名張市	39,489	菰野町	21,550	紀北町	7,106
尾鷲市	8,275	朝日町	5,312	御浜町	3,825
亀山市	25,848	川越町	8,059	紀宝町	4,852
鳥羽市	9,218	多気町	6,992	合計	914,447

※平成 30 年度市町村税の概要（平成 31 年 2 月）（三重県地域連携部市町行財政課）

第 21 表より（平成 30 年 1 月 1 日現在の納稅義務者）

※県民税均等割の納稅義務者と市町村民税均等割の納稅義務者は同一です。

5 みえ森と緑の県民税関連条例

(1) みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵（かん）養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の税源に充てるため、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。）に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年度以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同項中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(2) みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるるものとする。

(3) みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例 第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



表紙の写真

第7回みえの森フォトコンテスト

【表】中学生以上の部 最優秀賞 伊藤誠也「足元の世界」

【裏】小学生以下の部 最優秀賞 大西ありす「森のかみさま」



【問い合わせ先】

三重県 農林水産部 みどり共生推進課

〒514-8570 三重県津市広明町 13

電話：059-224-2513

FAX：059-224-2070

E-mail : midori@pref.mie.lg.jp

令和3年2月発行